

第 10 回

熊本県議会

# 総務常任委員会会議記録

平成 22 年 3 月 18 日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

## 第 10 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成22年3月18日（木曜日）

午前10時0分開議

午後0時2分休憩

午後1時4分開議

午後2時13分閉会

本日の会議に付した事件

議案第46号 平成22年度熊本県一般会計予算

議案第50号 平成22年度熊本県収入証紙特別会計予算

議案第58号 平成22年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算

議案第62号 平成22年度熊本県公債管理特別会計予算

議案第67号 熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第68号 熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第70号 熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第74号 熊本県石油コンビナート等防災本部条例の一部を改正する条例の制定について

議案第88号 包括外部監査契約の締結について

議案第89号 全国自治宝くじ事務協議会への相模原市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について

議案第90号 市町の境界変更について  
請第33号 私学助成の充実強化に関する請願

請第37号 八代・天草架橋建設に係る調査に関する請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①地方自治法施行60周年記念貨幣について

②熊本私学夢プランについて

③「熊本県次世代育成支援行動計画（後期計画）」の策定について

④政令指定都市・市町村合併の推進について

⑤チリ大地震による津波警報への対応について

⑥川辺川ダムに関する最近の状況について

出席委員（8人）

委員長 森 浩 二

副委員長 田 代 国 広

委員 鬼 海 洋 一

委員 竹 口 博 己

委員 馬 場 成 志

委員 大 西 一 史

委員 中 村 博 生

委員 内 野 幸 喜

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策局

局長 安倍 康 雄  
 総括審議員兼次長 黒 田 豊  
 首席政策審議員兼  
 企画調整課長 神 谷 将 広  
 政策調整監 坂 本 浩  
 秘書課長 向 井 康 彦  
 広報課長 濱 名 厚 英

総務部  
 部長 松 山 正 明  
 次 長 瀬 口 豊  
 次 長 田 崎 龍 一  
 危機管理監 富 田 健 治  
 人事課長 豊 田 祐 一  
 総務事務センター長 高 嶋 裕 治  
 首席総務審議員兼  
 私学文書課長 広 崎 史 子  
 首席総務審議員兼  
 財政課長 田 嶋 徹  
 管財課長 松 田 良 治  
 税務課長 佐 藤 幸 男  
 市町村総室長 楢木野 史 貴  
 市町村総室副総室長 五 嶋 道 也  
 危機管理・防災消防  
 総室長 若 杉 鎮 信  
 危機管理・防災消防  
 総室副総室長 佐 藤 祐 治  
 男女参画・協働推進  
 課長 中 園 幹 也

地域振興部  
 部長 坂 本 基  
 次 長 松 見 辰 彦  
 次 長 河 野 靖  
 地域政策課長 小 林 弘 史  
 川辺川ダム総合対策課長 古 里 政 信  
 情報企画課長 松 永 康 生  
 首席政策審議員兼  
 文化企画課長 山 野 陽 一  
 交通対策総室長 高 田 公 生  
 交通対策総室副総室長 田 代 裕 信  
 統計調査課長 佐 伯 康 範

出納局  
 会計管理者兼出納局長 宮 田 政 道  
 会計課長 田 上 勲  
 管理調達課長 清 田 隆 範

人事委員会事務局  
 局長 中 村 和 道  
 首席総務審議員兼  
 総務課長 田 中 明  
 公務員課長 松 見 久

監査委員事務局  
 局長 林 田 直 志  
 首席監査審議員兼  
 監査監 藤 川 昭  
 監査監 柳 田 幸 子  
 監査監 山 中 和 彦

議会事務局  
 局長 井 川 正 明  
 次 長 高 橋 雄 二  
 首席総務審議員兼  
 総務課長 吉 良 洋 三  
 議事課長 東 泰 治  
 政務調査課長 船 越 宏 樹

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳 永 和 彦  
 政務調査課課長補佐 後 藤 勝 雄

午前10時開議

○森浩二委員長 おはようございます。ただいまから第10回総務常任委員会を開会いたします。

それでは初めに、今回付託された請第37号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

請第37号についての説明者を入室させてください。

（請第37号の説明者入室）

○森浩二委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しており

ますので、説明は簡潔にお願いします。説明をよろしくお願いします。

（請第37号の説明者の趣旨説明）

○森浩二委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれにてお引き取りください。

（請第37号の説明者退室）

○森浩二委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。なお、審査を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔にお願いします。また、説明等を行われる際は、立ち上がって一礼し、着席の上説明を行ってください。

それでは、総務部長から総括説明をお願いします。

○松山総務部長 議案の概要について御説明申し上げます前に、昨日からの報道にもございましたように、球磨地域振興局の職員が逮捕されましたことに対し、県民の皆様並びに県議会の皆様に深くおわびを申し上げます。

今後、早急に事実の把握に努め、厳正に対処するとともに、さらなる綱紀粛正の徹底を図り、全職員がこれまで以上に全体の奉仕者としての自覚を高め、県民の信頼を回復してまいりたいと考えておるところでございます。

それでは、今回提案申し上げます議案の概要について御説明を申し上げます。

平成22年度当初予算は、蒲島知事が任期後半に向けて編成する予算といたしまして、くまもとの夢実現を加速化させる事業への重点化を図りますとともに、県内の景気浮揚や雇用確保に積極的に対応することといたしております。

特に、平成23年春の九州新幹線全線開業、政令指定都市の実現など、熊本が大きく動き

出す中で、これまでの取り組みの充実強化を図ることはもちろん、将来の熊本の礎を築いていく事業を新たに展開することといたしております。

また、危機的な財政状況の克服と持続可能な行財政システムの構築を目指した財政再建戦略の取り組みを着実に進めますことにより、財政再建との整合も図ることとしたところでございます。

この結果、平成22年度一般会計当初予算の規模は7,154億円となりまして、対前年度比0.5%の減となっているところでございます。

特に、投資的経費につきましては、前年度に比べましてマイナス14%、219億円の減となっておりますが、新幹線建設負担金の大幅な減少や国の公共事業が大幅に削減される一方で、経済対策の基金を活用した事業などの大幅な追加によりまして、新幹線建設負担金を除きますと、前年度に比べてマイナス1.1%、15億円の減にとどまっておるところでございます。

また、雇用対策につきましては、緊急雇用創出基金事業57億円などを確保いたしまして、約5,400人の雇用創出を見込んでおるところでございます。

また、このほか熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例等の条例案件につきましても、あわせて御提案を申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、詳細な内容及び条例等議案につきましては各課長、総室長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○森浩二委員長 次に、財政課長から、平成22年度当初予算の概要について説明をお願い

します。

○田嶋財政課長 財政課でございます。資料の1ページをお願いします。

まず、予算編成の基本的な考え方についてですが、総務部長の総括説明と重複しますので、説明は省略させていただきます。

次に、当初予算の特色から説明させていただきます。

1点目は、くまもとの夢4カ年戦略の加速化に資する事業への重点化でございます。

くまもと夢づくり推進枠、約18億円でございますが、これを活用し、農林水産業の可能性の大きな飛躍など、5つの方向性に沿った事業に重点化を図ることにより、夢4カ年戦略に基づく取り組みを加速化させることとしております。

2点目は、景気浮揚や雇用対策への対応でございます。

平成22年度当初予算の規模は7,154億円と、対前年度比39億円の減、マイナス0.5%になります。

特に、投資的経費につきましては、前年度に比べ219億円の減、マイナス14%となっておりますが、新幹線建設負担金の大幅な減少や国の公共事業が大幅に削減される一方で、経済対策の基金を活用した県単独事業の大幅な追加により、新幹線建設負担金を除くと、前年度に比べまして15億円の減、マイナス1.1%の規模となっております。

また、雇用対策につきましては、緊急雇用創出基金事業57億円、ふるさと雇用再生特別基金事業24億円を確保し、約5,400人の雇用創出につなげてまいりたいというふうに考えております。

次に、2ページをお願いします。

3点目としては、財政再建に向けた取り組みでございます。

まず(1)の財源不足の解消についてですが、財政再建戦略では、平成22年度における

財源不足額は約10億円と見込んでおりました。しかしながら、その後の長引く景気低迷の影響等が、平成21年度に引き続き県税収入の大幅な減少、マイナス188億円ほどになります。また、繰越金等の減少、マイナス111億円ということで、合わせますと約300億円ほどの財源不足が生じております。

このような形で県財政を直撃しておることから、このような状況に的確に対応するため、職員数削減や職員給与のカットなど、財政再建戦略に掲げた取り組みを着実に進めるとともに、予算編成過程において歳入、歳出両面におけるさらなる見直しに取り組みました。

さらに、地方交付税等の増額など、地方財政対策の適切な実施も見込まれることから、どうにか財源不足を解消し、収支均衡を図った上で、今回予算案として提出しております。

次に、財政調整用4基金につきましては、当初予算編成後の残高は、財政再建戦略の目標である53億円を維持しております。

また(3)の県債残高の増加を招かない財政体質の堅持、いわゆるプライマリーバランスの維持についてでございます。

当初予算編成後における地方交付税の代替財源である臨時財政対策債などを除いた通常債の新規発行額を、元金償還額以下に抑制しております。

この結果、当初予算編成後の平成22年度末県債の残高は、通常債ベースでは1兆412億円、対前年度比240億円の減でございますが、総額では、先ほど説明しましたように、臨時財政対策債等がふえました結果、1兆3,566億円、対前年度比343億円の増となる見込みでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

(4)の中期的な財政収支の試算についてでございます。

財政再建戦略の公表時には、毎年度、当初

予算案とあわせて見直し公表を行うということとしておりました。しかし、政権交代によりまして、子ども手当の制度改正、公共事業の取り扱いなど、今後非常に予想しにくいものもございます。また、国におけるさまざまな制度改正の詳細とか、本県予算への影響、国の概算要求等を見きわめた上で、今年度の9月ごろをめどに見直し公表を行いたいというふうに考えております。

次に、一般会計当初予算の規模は、先ほども説明しましたように、7,154億円、対前年度比39億円、0.5%の減となりますが、これは、経済対策に伴う基金事業の追加等による物件費、その他、公債費が増加する一方で、人件費の減や新幹線負担金の減、国の公共事業の削減に伴い投資的経費が減少するためでございます。

4ページと5ページでは、平成22年度当初予算の各会計ごとの内訳を一覧表でお示ししております。

次に、6ページをお願いします。

歳入でございます。

1の県税は、厳しい経済情勢を反映し、法人事業税等の減収により1,256億円、対前年度比13%の減となっております。

3の地方譲与税は、平成22年度から制度が本格化する地方法人特別譲与税の増収などにより210億円、対前年度比43.4%の増となっております。

5の地方交付税は、2,197億円、対前年度比4.3%の増となっております。

次に、7ページをお願いします。

12の繰入金は、財政調整用4基金からの繰入金が大幅に減少する一方で、国の経済対策に伴い造成した基金からの繰入金の増により、325億円、対前年度比24.9%の増となっております。

15の県債は、臨時財政対策債が増加する一方で、新幹線建設事業負担金の減や国の公共事業の削減に伴う土木、農林水産の起債の減

などにより、1,239億円、対前年度比5.2%の減となっております。

次に、8ページをお願いします。

歳出予算を性質別に整理したものでございます。

まず、1の一般行政経費は、4,608億円、対前年度比3.7%の増となっております。(1)の人件費は、人事委員会勧告によります期末手当等の減によりまして、また定員管理計画に基づく職員数の削減もあり、2,190億円、対前年度比1.7%の減となっております。(2)の扶助費は、高齢者関係経費の自然増や子ども手当創設に伴う市町村交付金の増が約33億円見込まれます一方で、熊本市の児童相談所の設置とか合併に伴う事務移譲がございまして、その分が約33億円ございます。そのため、755億円と、前年度とほぼ同じ水準でございます。(3)の物件費は、266億円、対前年度比10.4%の増、(4)のその他は、1,397億円、対前年度比14.4%の増となっておりますが、この(3)(4)は、これらは安心子ども基金を活用したひとり親家庭等在宅就業推進事業など、経済対策で造成した基金を活用する事業が増加したことや中小企業の金融総合支援事業の増などによるものでございます。

次に、9ページをお願いします。

2の投資的経費は、1,342億円、対前年度比14%の減となっておりますが、先ほど御説明したように、新幹線建設負担金を除くと、前年に比べると1.1%の減となっております。

3の公債費は、満期一括償還債の積み立て分の増などにより、1,139億円、対前年度比1.2%の増となっております。

10ページは、先ほども御説明した投資的経費の状況を13カ月予算として整理したものでございます。

11ページは、地方債の概要でございます。

利率につきましては、前回の委員会で御指摘がありましたように、高過ぎるんじゃない

かというようなお話もありました。そのため、各県の状況とか本県の資金調達、さらには国債の利率などを考慮しまして、これまで年10%以内としておりましたものを、年5%以内と変更しております。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

○森浩二委員長 次に、各課の説明に入りますが、まず人事課長に各課共通の職員給与について説明を求めた後、関係課長から順次説明をお願いします。

○豊田人事課長 人事課でございます。よろしくお願ひいたします。

職員給与費につきましては、各課に共通する事項でございますので、人事課から先に説明させていただきます。説明資料の17ページをお願いします。

人事課の例で御説明いたします。

資料上段の一般管理費でございますが、平成22年度は7億3,900万円余を計上しております。

その内訳は、右の説明欄にございますが、(1)の職員給与費4億300万円余につきましては、平成22年1月1日現在の人事課職員44名分の平成22年度における給与でございます。また(2)時間外勤務手当災害保留分3億3,600万円余につきましては、年度途中の災害等の特殊事情等の対応分として、時間外勤務手当の一部を人事課で一括計上しているものでございます。

人事課の一般管理費は、前年度と比較いたしまして9,400万円余の減となっておりますが、この主な理由は、職員給与費につきまして、人事異動等によりまして前年度に比べまして職員数が減となっていることのほか、人事委員会勧告によりまして給与月額及び期末勤勉手当の引き下げが行われたことなどによる減額となったためでございます。

他の所属の職員給与費につきましても、積

算方法自体は、人事課と同様に、本年1月1日時点での職員数及び給与額をもとに積算しております。この後の職員給与費の各課からの説明は省かせていただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○神谷企画調整課長 企画調整課でございます。よろしくお願ひします。

資料の13ページをお願いします。

計画調査費といたしまして、7,270万円余を計上いたしております。右側の説明欄で主なものについて御説明を申し上げます。

1の開発促進費のうち(1)広域開発行政促進事業でございますが、こちらは全国知事会などへの負担金などということで、1,400万円程度計上をいたしてございます。

次に、2の企画推進費でございますが、この中で(4)「くまもとの夢」政策推進事業につきましては、これまでの政策企画事業ですとかくまもと未来会議事業など、類似の目的を持った事業を統合いたしまして増額したものでございます。知事のトップマネジメントの補佐ですとか、政策の企画調整機能の強化に必要な経費といたしまして、4,370万円余を計上いたしております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○向井秘書課長 秘書課でございます。資料の14ページをお願いします。

一般管理費のうち、庁費として2,880万円余を計上いたしております。これは、知事、副知事の活動費を含め、秘書課運営事務費等の経費でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○濱名広報課長 広報課でございます。資料は15ページをお願いします。

広報費につきまして、2億7,130万円余の予算を計上しております。

説明欄でございますが、1の広報事業費の2億5,460万円余につきましては、県の重要な施策等の情報を新聞、広報誌、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して提供するための経費及び全国に向けて熊本をPRしていくための経費でございます。(8)番が新規事業でございますが、九州新幹線が全線開業をいたします平成22年度に、首都圏をメインターゲットとして広報展開を強化し、熊本の知名度をさらに上げていきたいと考えております。

2の広聴事業費の170万円余につきましては、県政についての御意見、御提言をいただき、県政に反映させるための広聴事業に関する経費でございます。

3の広報諸費1,490万円余につきましては、県庁の受け付け業務や県民行政相談室の運営等に関する経費でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○豊田人事課長 人事課でございます。17ページをお願いいたします。

資料中段の人事管理費でございますが、58億600万円余を計上しております。右の説明欄をごらんください。

2の人事管理費5,200万円余でございますが、新規事業として、(6)新たな職員表彰制度でございます知事表彰事業経費49万円余、それから(7)でございますが、総務部長秘書を民間委託に切りかえるための総務部長秘書事務委託費330万円余、それから(8)、これは総務部内の所属におきまして、新たな政策立案でありますとか、突発的な政策的課題などに対応するための総務部政策調整事業費500万円などを計上しておりますところでございます。

また、3の退職手当として57億2,300万円

余、4の職員研修費として2,900万円余を計上しております。

人事管理費につきましては、前年度と比較して8億3,000万円余の増額となっておりますが、その主な理由は、来年度、平成22年度末の定年退職者が170名ということで、本年度より30名ほど増加することによります退職手当の増加であります。

最後に、下段の失業対策総務費についてでございますが、平成21年度は、雇用対策として臨時職員等に係ります人件費3億円を人事課に一括計上しておりましたが、平成22年度からは人事課で一括計上はせず、実際に臨時職員等を雇用する各所属におきまして予算計上を行うこととしたために、平成22年度の予算額はゼロとなっているものでございます。

以上、人事課予算総額65億4,600万円余でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高嶋総務事務センター長 総務事務センターでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の18ページをお願いいたします。主な内容を御説明いたします。

まず、2段目の人事管理費として11億4,100万円余をお願いしておりますが、主な内訳として、説明欄の1の人事管理費関係1億6,000万円余は、総務事務センターで県庁の庶務事務を集中処理しておりますが、ことし4月からは教育委員会まで集中化の範囲が広がります。(1)の総務事務センター運営費が年間の事務費、(2)の庶務事務システム等運用費の方が、集中処理の基盤となります庶務事務システムの改修等や年間の保守管理、機器リース等に必要経費でございます。

また、次の2の職員複利厚生費5億9,000万円余は、県職員の福利厚生全般に係る経費でございますが、(3)の職員住宅等管理事業は、職員住宅に係る建設費の償還、これが大

部分でございまして、職員住宅の維持、補修及び老朽化により廃止住宅の処分手続に係る経費を含めて5億2,300万円余を計上しております。

また、3の子ども手当関係費は、22年4月から子ども手当が創設される見込みでございまして、小学校卒業までの子を扶養します県職員に対して支給していた児童手当を、対象者を拡大し、交付額も増額されることに伴いまして、22年度分の子ども手当として、前年当初より約2億2,000万円増の3億9,000万円余を見込んでおります。これが人事管理費増の主要な理由ともなっております。

以上、総務事務センターとしては、総額15億3,100万円余をお願いしております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○広崎私学文書課長 私学文書課でございませう。資料の19ページをお願いいたします。

2段目、文書費5,100万円余は、説明欄に記載しておりますが、文書管理システム、県の例規データベースの維持管理等の文書関係事務、情報公開や新公益法人制度の推進、県公報発行等のために要する経費でございませう。

最後の段、私学振興費105億5,000万円余は、私学振興のための各種助成費でございませう。主な内容につきまして、20ページをごらんください。

説明欄(1)私立高等学校等経常費助成費補助は、私立幼稚園・中学・高校等への経常的経費の補助を行うものです。(5)番、私立高等学校授業料減免補助は、経済的理由により就学が困難な生徒に係る授業料の減免を行う私立高等学校に対する補助金でございませう。(6)私学夢教育事業は、後ほど御報告いたします熊本私学夢プランに基づきまして実施する私学振興のための各種事業に要する経費でございませう。(7)私立高等学校等就学支援金事業は、私立学校生徒の授業料負担軽減のため

の国の支援金給付事業で、約22億円余を計上しております。(8)過疎私立高等学校対策費補助等の2億6,000万円余は、毎年度実施しております私学支援事業13事業をまとめて計上しております。

21ページをお願いいたします。

大学費約9億1,100万円余は、公立大学法人熊本県立大学の業務の財源に充てるための運営費交付金等でございます。

次の債務負担行為の設定でございませうが、これは、私立学校が施設整備を行うために私立学校振興共済事業団から借り入れた資金につきまして、当該学校法人に対して利子負担の軽減を図るための助成でございませう。借入れ利率の1.5%を超える分について、利子補給期間を10年として債務負担行為を設定しております。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○田嶋財政課長 財政課でございませう。資料22ページをお願いします。

まず、一般管理費のうち、説明欄の2、庁費につきましては、職員の赴任旅費などを全庁分の共通経費として財政課で一括計上しております。

次の財政管理費のうち、説明欄の1、財政管理費は財政課の運営費、2から5につきましては、それぞれの基金の利子を積み立てるものでございませう。

次の諸費は、東京事務所の管理運営費でございませう。

次の元金、利子、公債諸費につきましては、県債の元金や利子の償還、発行に要する手数料等を計上しております。それぞれ公債管理特別会計の繰出金でございませうが、これらにつきましては後ほどまとめて御説明いたします。

1番下の予備費でございませうが、これは臨時的な支出に充てるための費用でございませう。

す。

23ページをお願いします。

公債管理特別会計ですが、これは、市場公募債や借換債の発行及び償還を一般会計と区分するために、平成16年度に設置して経理しているものでございます。

まず、元金につきましては、説明欄の1、2は元金償還の所要額を計上しております。3につきましては、市場公募地方債の満期一括償還に備えて、その償還原資を計画的に積み立てるものでございます。

次の利子は、割引料や利子の所要額を計上しております。

なお、説明欄に、平成22年度の全国型市場公募地方債の発行についてまとめております。平成22年度は、共同発行債を300億円、個別発行債を200億円発行する予定としております。

次の公債諸費は、市場公募地方債の発行に要する手数料及び金融機関向けの熊本県のPR経費、いわゆるIR活動経費を計上しております。

24ページをお願いします。

こちらは債務負担行為の設定でございます。

先ほど御説明いたしました全国型市場公募地方債の発行額——けたが多いんですけども、1兆5,900億円、これを共同発行いたします35団体で連帯債務を負うものでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○松田管財課長 管財課でございます。資料25ページをお願いいたします。

中段の人事管理費でございます。

前年度、旧熊本会館解体経費等として1億4,100万円余を計上しておりましたが、この物件は、平成21年度、東京都港区に売却したため、本年度の予算はゼロ円となっております。

下段の財産管理費につきましては、7億7,300万円余を計上しております。

前年度に比べて2億1,300万円余の減となっておりますが、これは旧免許センターの解体工事が終了したことなどによるものでございます。内容につきましては、説明欄をごらんいただきたいと思っております。

1の財産管理費として2億5,500万円余でございますが、その内訳は、(1)県有物件の火災共済事業に伴う共済掛金等でございます。(2)は、職員住宅や貸付財産などが所在する市町村に支払う固定資産税にかわる交付金でございます。

次に、2の財産管理処分費1,100万円余でございますが、これは普通財産の売却のために必要な不動産鑑定料や除草経費等でございます。

3の庁舎等管理経費5億600万円余でございます。(1)は、県庁舎等の光熱水費及び警備等に要する経費でございます。(2)は、県庁舎等の清掃、空調及び給排水等の維持補修費でございます。(3)は、県庁舎の電話設備の賃借料、電話交換業務委託費及び公用車の維持管理経費でございます。

管財課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○佐藤税務課長 税務課でございます。よろしく願いいたします。

資料の26ページをお願いいたします。

まず、税務総務費でございますが、職員給与を除きますと8億2,000万円余でございます。税務の基本的な事務管理経費でございます。

この中で、3、納税奨励費につきましては、県税の広報、租税教育の推進、軽油引取税特別徴収事務取扱交付金等に要する経費でございます。6の県税事務オンラインシステム維持管理費につきましては、県税システムの維持管理に要する経費でございます。その

ほか、本庁出先を含む税務行政の管理運営費などがございます。

次に、2段目の賦課徴収費をお願いいたします。

43億400万円余につきましては、税の徴収に直接関係する経費でございます。県税の賦課徴収に要する経費、市町村で賦課徴収いたします個人県民税、国で賦課徴収いたします地方消費税の徴収取り扱いに要する経費、そして県税過誤納還付金でございます。

なお、この賦課徴収費が前年との比較で11億8,500万円余の減となっておりますが、これは県税過誤納還付金が減少することによるものでございます。

次の欄のゴルフ場利用税交付金から27ページの株式等譲渡所得割交付金につきましては、おのおのの税収の一定割合を市町村へ交付する経費、また地方消費税などを各都道府県と精算するものでございまして、各税収に応じまして必要額を計上しております。税収の減により、15億4,900万円余の減額となっております。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○榑木野市町村総室長 市町村総室でございます。よろしくお願いいたします。

資料の28ページをお願いいたします。

初めに、地域振興局費6億955万円でございますが、これは県内10総合庁舎の維持管理及び運営に要する経費でございます。主なものを御説明いたします。

(4)総合庁舎施設整備費でございますが、地域における防災拠点施設である総合庁舎の耐震改修工事費、今年度、玉名・天草総合庁舎分を計上しております。この分が非常に前年との比較で大きくなっている分でございます。

ちなみに、今年度、鹿本、菊池、上益城の総合庁舎の工事を行っておりますけれども、

これは年度としましては20年度の予算で、繰越事業として施行しております。

(5)地域振興局緊急課題対応等事業でございますが、緊急雇用創出基金事業を活用した事業でございます。振興局における地域振興や権限移譲業務等の事務補助職員の雇用に要する経費でございます。

次に、自治振興費16億3,629万円余でございますが、主なものは(2)の権限移譲事務市町村交付金9,209万円余は、県から市町村に権限移譲している事務の処理に要する経費に対する交付金でございます。今年度、人件費単価のアップ、それから事前準備金に要する経費を特別交付金として新たに設けたこと等により、前年度より4,900万円余りの増額となっております。

(6)政令指定都市移行支援事業費の566万円ですけれども、これは熊本市の政令市移行に向けた各種事業等支援に要する経費でございます。なお、来年度は、今年度計上しておりました市町村合併特例交付金の計上がなくなりましたので、比較としては1億2,800万円余の減となっております。

次に、29ページでございます。

選挙関係の経費を計上しておりますが、主なものとしては、3段目でございますが、参議院議員の選挙費8億8,059万円余でございます。これは平成22年7月25日に任期満了を迎える参議院議員選挙の執行経費でございます。

次に、県議会議員選挙1億7,808万円余でございます。これは、平成23年4月29日に任期満了を迎える県議会議員選挙の執行経費のうち、平成22年度に必要とする経費でございます。

以上、一般会計の合計は52億2,560万円余でございます。

次のページをお願いいたします。

市町村振興資金貸付金でございます。これは市町村等が行う公共施設の整備等に要する

貸付金と事務費でございまして、貸付金2億円及び事務費34万円を計上しております。

次に、一般会計繰出金5,000万円でございます。これは地域振興局活動推進費の財源として一般会計に繰り出すものでございます。今年度と比べまして、財政健全化分と市町村合併特例交付金の貸与分が来年度計上しておりませんので、その分10億6,700万円余が減額となっております。

以上、熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計の合計は2億5,034万円余でございます。

今回の当初予算は、一般会計、特別会計を合わせて54億7,595万円余でございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○若杉危機管理・防災消防総室長 危機管理・防災消防総室でございます。よろしく御願いいたします。

それでは、済みません、資料の31ページをお願いいたします。

まず、一般管理費といたしまして5,800万円余を計上しております。説明欄の方をごらんいただきたいと思っております。

主な事業でございますけれども、2の危機管理対策費の(3)国民保護共同実動訓練実施事業といたしまして2,000万円余をお願いいたしております。これは国と共同で実施する国民保護実動訓練に要する経費でございまして、共同での図上訓練は本県でも19年度に実施しておりますけれども、共同での実動訓練といたしましては九州で初めての実施となります。なお、財源は全額国庫でございます。

次に、2段目の防災総務費といたしまして4億8,300万円余を計上させていただいております。前年度との比較で3億3,800万円余の減となっておりますけれども、これは主に前年度に防災消防ヘリコプターの重整備点検の2億6,000万円余、それから代替機のリー

ス経費が含まれていたためでございます。

説明欄の方をごらんいただきたいと思っております。

まず、2の防災対策費2億2,200万円余でございますけれども、その主なものを御説明いたします。(2)の防災消防ヘリコプター管理運営費1億4,400万円余でございますが、防災消防ヘリコプターの運航管理並びに事務所の維持管理等に要する経費でございまして、飛びまして(5)の防災・震度情報システム管理費6,200万円余につきましては、各種の防災情報システムの維持管理に要する経費でございまして。

次に、大きい3番の無線管理費9,300万円余でございますが、これは防災行政無線の維持管理費及び地域衛星通信ネットワーク運営の分担金でございます。

32ページをお開きいただきたいと思っております。

上段の消防指導費といたしまして、1億6,500万円余を計上いたしております。説明欄の方をお願いいたします。

2の消防費3,400万円余でございますが、主なものを御説明申し上げます。(4)の消防広域化推進事業500万円余でございますが、県消防広域化推進委員会の運営経費並びにブロックごとの広域化協議会への補助金でございます。

下段の方の火薬ガス等取締費といたしまして、4,200万円余を計上いたしております。説明欄をお願いいたします。

2の銃砲火薬取締指導費、3の高圧ガス取締指導費、4の電気取締指導費、いずれも許認可や登録、検査、免状交付等に要する経費でございます。

以上、危機管理・防災消防総室の予算総額は7億4,996万7,000円となっております。御審議のほどよろしく御願いいたします。

○中園男女参画・協働推進課長 男女参画・

協働推進課でございます。資料の33ページをお願いします。

諸費につきましては、490万円余をお願いしております。これは県民との協働推進に関する事業及びくまもと県民交流館パレア内にあるNPO・ボランティア協働センターにおけるNPO法人の認証業務等に要する経費でございます。

次に、社会福祉総務費につきましては、2億3,500万円余をお願いしております。このうち、説明欄2の社会福祉諸費につきましては、くまもと県民交流館の管理、運営等及び指定管理者委託料に要する経費でございます。

また、3の男女共同参画推進事業費につきましては、男女共同参画の推進に要する経費でございます。(5)の男女共同参画実践支援事業につきましては、男女共同参画のおくれている地域や分野を対象に、NPOとの協働による実学的な講座を行うものでございます。(6)の男女共同参画センター事業推進費等につきましては、パレア内にある男女共同参画センターにおいて実施する啓発・相談業務等に要する経費でございます。

資料の34ページをお願いします。

社会福祉施設費につきましては、2,820万円余をお願いしております。これは配偶者等からの暴力による被害者の一時保護及び自立支援等に要する経費でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○小林地域政策課長 地域政策課でございます。資料の36ページをお願いいたします。

計画調査費につきましては、5億4,011万円をお願いいたしております。内訳につきましては、資料右の説明欄により御説明申し上げます。

まず、開発促進費の(1)新幹線くまもと創り(元年戦略)推進事業につきましては、平成

23年3月の九州新幹線全線開業の効果を最大化するため、開業を記念して県下全域で行います新幹線元年事業や誘客のための情報発信など、新幹線元年戦略に基づく取り組みを推進するための経費でございます。(3)の夢と個性あふれる地域づくり推進事業につきましては、熊本市の政令指定都市移行等をにらみまして、今後の県の地域振興、地域づくりへの関与のあり方などを整理、検討するための経費でございます。(5)の第5次水俣・芦北地域振興計画進行管理事業につきましては、水俣・芦北地域の振興を図るため、昭和53年の国の閣議了解に基づきまして第5次水俣・芦北振興計画の策定に要する経費でございます。

次のページをお願いいたします。

2の企画推進費の(2)でございますが、阿蘇くまもと空港地域活性化事業につきましては、阿蘇くまもと空港地域の活性化に向けた空港地域の情報発信等のPRや景観作物の作付等への支援による空港周辺の景観形成を図るための経費でございます。(3)の高齢者の地域活動推進総合支援事業につきましては、新規事業でございますが、高齢者が主役の地域づくりを進めるため、高齢者を初めといたします地域住民が暮らしやすい地域コミュニティづくりに向けた地域活動や起業化に取り組むモデル地域に対して支援をするための経費でございます。

この事業と先ほど御説明いたしました新幹線くまもと創り(元年戦略)推進事業が増額になっておりますため、前年度に比べて約1億6,000万円の増額となっております。

3の特定地域振興対策費につきましては、過疎、離島など、いわゆる条件不利地域の支援対策に要する経費を計上いたしております。

4の土地利用対策費につきましては、国土利用計画法に基づきます土地の取引の届け出に対する審査や地価調査の実施等に要する経

費を計上いたしております。

地域政策課は以上でございます。よろしく  
お願いいたします。

○古里川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム  
総合対策課でございます。資料の38ページを  
お願いいたします。

計画調査費で2億7,260万4,000円をお願い  
しております。主なものを説明させていただきます。

説明欄の(2)でございます。五木の振興の  
ための基金の積み立てでございます。平成20  
年に2億円、平成22年度は、元金2億円及び  
預金利息の積み立てとして2億166万6,000円  
を計上しております。なお、平成25年度まで  
に、総額10億円を基金として積み立てる計画  
でございます。

次に(4)の五木の子守唄担い手養成・観光  
PR事業でございます。五木の子守唄の後継  
者の養成や子守唄の披露を通じました観光P  
Rの経費として、120万5,000円を計上して  
おります。

次に(5)の快速「五木の子守唄ライナー」  
運行等事業でございます。SL等で人吉まで  
来られた観光客を、さらに五木まで来ていた  
だけのように、主に観光シーズンに人吉—五  
木間に快速バスを運行する経費でございま  
す。300万円を計上しております。

以上、よろしくお願いいたします。

○松永情報企画課長 情報企画課でございま  
す。資料の39ページをお願いいたします。

上段の人事管理費で8億5,400万円余の予  
算をお願いしております。

事業内容を説明欄に記載しておりますが、  
(1)と(2)はホストコンピューターシステムや  
パソコン等の運用経費でございます。(3)(4)  
は、県と市町村が共同で運用しております電  
子申請システム及び汎用型GIS、地理情報  
システムの運営経費等でございます。

なお、特定財源のその他1億9,200万円余  
は、電子申請システム及び汎用型GISに係  
る市町村負担金等でございます。

次に、下段の計画調査費で3億3,900万円  
余をお願いしております。

内訳は説明欄のとおりでございますが、  
(3)は、本年2月から運用を開始しておりま  
す携帯電話を活用した観光・交通・特産品案  
内システム、Kタッチナビの運用経費でござ  
います。

なお、前年度との比較で約7億円の減とな  
っておりますが、これは本年度実施した総合  
行政ネットワークの再構築費用の減等による  
ものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたし  
ます。

○山野文化企画課長 文化企画課でございま  
す。資料の40ページをお願いいたします。

計画調査費の4億5,400万円余につきまし  
て、説明欄で御説明申し上げます。

まず、1の文化企画推進費の(2)でござい  
ますが、これは博物館関係事業でございま  
して、資料の収集や整理、そして、それらを活  
用いたしました企画展、自然観察会の実施、  
元気な高齢者によるくまもとの文化の継承と  
発信等に要する経費でございます。(3)の熊  
本県芸術文化際推進事業は、県文化協会等と  
共同いたしまして、秋に県下一円で実施いた  
します熊本県芸術文化際の広報とオープニン  
グ事業を実施するための負担金、それから  
(4)の各種文化団体補助金は、県文化協会等  
が実施いたします各種文化事業への補助金で  
ございます。

次に、2の県立劇場費でございしますが、  
(1)の県立劇場施設整備費は、空調関係機器  
の更新に伴う設計に要する経費でございま  
す。

以上でございます。御審議のほどよろしく  
お願い申し上げます。

○高田交通対策総室長 交通対策総室でございます。資料の41ページをお願いいたします。

下段の計画調査費で10億3,600万円余をお願いしております。内容につきましては、右の説明欄に記載しております。主なものにつきまして説明申し上げます。

1の交通整備促進費に関しましては、4億8,900万円余をお願いしております。

(1)の新幹線建設促進・並行在来線対策事業におきまして、肥薩おれんじ鉄道を安定的に運行させるため、沿線市町や鹿児島県と連携して行う鉄道基盤整備の維持に係る費用への補助——これは新規でございます。や新幹線建設促進期成会及び肥薩おれんじ鉄道沿線活性化協議会への負担金などとして9,000万円余でございます。このうち、基盤整備維持に係る費用への補助として6,400万円余を計上させていただいているところでございます。(2)の基幹交通体系企画調整事業におきましては、阿蘇くまもと空港へのアクセス改善や地方バス運行支援などの事業について、3億9,400万円余を計上しております。

続きまして、2の空港整備促進費で5億4,700万円余をお願いしております。

(2)の阿蘇くまもと空港国内線振興・環境対策推進事業としまして、阿蘇くまもと空港の拠点性向上を図るための国内線の振興対策や静岡線の利用促進対策費としての1,000万円余でございます。次の阿蘇くまもと空港国際線振興対策事業におきましては、県、市町村、経済団体などから成る国際線振興協議会に対する負担金などとして3,500万円余を計上しております。熊本—ソウル線や新規の国際チャーター便の利用促進にもあわせて取り組み、国際拠点性の向上を図っていきたくと考えております。(4)の地域航空推進事業におきましては、天草エアラインの安全かつ安

定した運航を地元市町と協調して支援するため、来年度実施が義務づけられております機体の構造検査を初めとする機材整備費に対する補助や天草空港利用促進協議会への負担金などとしての2億4,900万円余でございます。このうち、機体の構造検査は、来年度、独自のものでございまして、8,600万円余を計上しております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○佐伯統計調査課長 統計調査課でございます。よろしくお願いいたします。

資料の42ページをお願いいたします。主な事業について御説明させていただきます。

2段目の委託統計費9億1,240万円余でございますが、これは国から委託を受けて実施します統計調査の経費でございます。

内訳は、説明欄1の毎年実施しております経常調査分として、労働力調査等の13調査の経費9,163万円余と、2の周期調査分として、5年ごとに実施しております国勢調査等の5調査の経費8億2,077万円余でございます。

下段の単県統計費の352万円余でございますが、これは、県民所得及び市町村村民所得の推計調査費69万円余、推計人口調査費60万円余、統計年鑑等の刊行物の作成に要する経費222万円余でございます。

なお、昨年比べて5億4,900万円増額になっておりますが、これは10年に1度大規模調査となる国勢調査の経費が多くなっているためでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○田上会計課長 会計課でございます。資料の44ページをお願いいたします。

2段目に、会計管理費として1億4,526万6,000円をお願いしております。

主な事業は、説明欄に記載しております

(2)の昨年4月から稼働しております総合財務会計システムの維持管理経費の1億1,112万円でございます。

次に、3段目の利子は、年間の収支の見合いの中で、支払い資金が不足する場合の一時借り入れに伴う支払い利子でございます。金利の低下により、対前年度比200万円減の2,400万円をお願いしております。

45ページをお願いいたします。

収入証紙特別会計でございます。

一般会計繰出金は、会計課において、特別会計で一元管理しております収入証紙による使用料及び手数料収入の許認可等の申請実績に応じて関係課に繰り出すものでございます。前年度と同額の30億円をお願いしております。

会計課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○清田管理調達課長 管理調達課でございます。資料の46ページをお願いいたします。

2段目の会計管理費につきまして、1,800万円余をお願いしております。

これは、説明欄の(1)管理調達事務推進費として、物品の調達や管理指導に係る事務費及び(2)電子入札システム管理運営費でございます。

続きまして、資料の47ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定ですが、これは、県の各機関において契約する共通的な3つの業務につきまして、複数年にわたって役務の提供を受ける案件です。

まず、県有施設等管理業務でございますが、2件分、限度額1,900万円余の設定をお願いしております。主な内容といたしましては、機械警備に係る業務委託等でございます。

次に、情報処理関連業務でございますが、5件分、限度額8億7,700万円余の設定をお

願いしております。主な内容といたしましては、情報システムの運用に係る業務委託等でございます。

最後に、事務機器等賃借でございますが、95件分として、限度額20億4,500万円余の設定をお願いしております。主な内容といたしましては、情報システム関連機器等のリースでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○田中人事委員会事務局総務課長 人事委員会事務局でございます。資料の48ページをお願いいたします。

まず、委員会費700万円余につきましては、人事委員会委員3人の報酬及び人事委員会に要する経費でございます。

下段の事務局費は、1億4,500万円余をお願いいたしております。このうち運営費3,000万円余につきましては、職員等採用試験費などに要する事務経費等でございます。

人事委員会は以上でございます。よろしく願いいたします。

○藤川監査委員事務局監査監 監査委員事務局でございます。資料の49ページをお願いいたします。

委員費1,900万円余につきましては、監査委員4名の報酬等並びに監査に要する経費でございます。

下段の事務局費の運営費1,000万円余につきましては、事務局職員の実地監査に要する経費でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○吉良議会事務局総務課長 議会事務局でございます。資料の50ページをお願いいたします。

議会事務局全体といたしまして、議会費と事務局費の合計で13億501万円を計上してお

ります。

まず、上段の議会費でございますが、9億3,260万円余を計上しております。これは、議員報酬、本会議等を開催するための経費、委員会等における県政調査費及び海外友好訪問等に係る経費でございます。

次に、下段の事務局費は3億7,240万円余を計上しております。これは、議会の管理、運営に係る経費、議会棟の庁舎管理に要する経費及び緊急雇用対策における賃金等でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○森浩二委員長 次に、条例関係に行きたいと思えます。

○豊田人事課長 人事課でございます。

条例関係資料1ページの第67号議案熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。2ページの概要をごらんください。

まず、1の条例改正の趣旨でございますが、地方分権の本格化等に対処していくため、総合政策局と地域振興部を統合再編いたしまして、平成22年度から、知事公室と企画振興部を設置するための条例改正を行うものでございます。

2の主な改正内容につきまして、(1)の新旧対照表をごらんください。

現在、条例上は左の方ですが、総合政策局と地域振興部がそれぞれ規定されているところでございますが、今回の組織改編に伴いまして、右の欄にございますように、知事公室と企画振興部を規定するものでございます。これにあわせまして、分掌事務につきましても、表にありますとおり、整理を行うこととしております。

次の(2)についてでございますが、企画振興部の設置に伴いまして、現在地域振興部の名称を引用しております2つの条例につきま

して、関係規定を改正することとしております。

最後に、施行期日でございますが、平成22年4月1日を施行日としております。

次に、3ページでございますが、第68号議案熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例につきまして、資料6ページの概要で説明させていただきます。

1の条例改正の趣旨でございますが、行政委員の報酬につきましては、全国でさまざまな動きがある中で、本県におきましても、行政委員の活動状況を踏まえまして検討してきたところでございます。

その結果、すべての非常勤の行政委員につきまして、日額報酬を支給することを基本としつつ、日額報酬では評価しがたい職務でありますとか職責につきまして、基礎報酬として、月額をあわせて支給する仕組みに見直すこととしたものでございます。

2の主な改正内容についてでございますが、現行の報酬月額及び改正後の日額及び月額の基礎報酬額は表に掲げているとおりでございます。

なお、基礎報酬につきましては、表の下の米印にありますとおり、日額報酬では評価しがたい職務や職責、例えば、会議の準備、調査研究、自己研さん、あと日常的な相談、調整への対応、それから執行機関の委員としての継続した職責等に対しまして、現行の報酬の3分の1程度を月額で支給する仕組みとしたいと考えております。

また(2)でございますが、基礎報酬につきましては、委員が傷病等により長期入院など、月の全日数にわたりまして委員としての職責を果たすことができないと認められるときにつきましては、基礎報酬については支給しないことができるよう、規定の整備を行うこととしております。

3の施行日につきましては、平成22年4月1日としております。

条例関係は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○田嶋財政課長 財政課でございます。資料の7ページをお願いします。

手数料条例の一部を改正する条例を記載しております。9ページの条例案の概要に沿って御説明させていただきます。

まず1、条例改正の趣旨は、政治資金規正法の一部改正に伴う手数料の新設などを行うものでございます。

2番の改正内容をごらんください。

(1)として、新たに手数料を4項目設けます。①は、政治資金規正法の改正により、国会議員関係政治団体の1万円以下の支出に係る領収書の開示に係る手数料を新設するものでございます。②は、不動産鑑定業者登録簿に、登録を受けていることの証明に係る手数料を新設するものです。③及び④は、土壤汚染対策法の改正により、汚染土壌の処理業に係る許可の更新及び許可事項の変更に係る手数料を新設するものでございます。

次に(2)ですが、建築士法の改正により、手数料に係る事務量の増加に伴い額の改定を行います。①は、カード型免許証明書の発行事務の追加等に伴う改定、②は、資格等の照合事務の増加に伴う改定でございます。

また(3)は、(2)で改定される手数料に係る事務について、県が指定した登録機関で行うことができるようになるため、登録機関に手数料を納付する規定を設けるものでございます。

3番の施行期日につきましては、平成22年4月1日からとしております。

最後に、4番のその他でございますが、今回新設される手数料は、県の収入証紙で収入するため、収入証紙条例の一部改正をあわせて行うものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○松田管財課長 管財課でございます。資料の10ページをお願いいたします。

熊本県財産条例の一部を改正する条例でございます。内容につきましては、次の11ページの概要で御説明いたします。

条例改正の趣旨でございますが、電気通信事業法施行令の一部改正に伴い、この施行令の条項を引用している関係規定を整理するものでございます。

改正内容といたしましては、条例の別表、第7条関係において、行政財産の使用許可を行った場合に徴収する使用料の取り扱いを定めておりますが、このうち土地に電柱類を設置する場合には、電気通信事業法施行令の定めを準用しております。この準用条項が第2条から第5条に改正されるため、条例における引用を改めるものでございます。

なお、使用料の取り扱いや額など、内容に変更はございません。

施行期日は公布の日としております。

以上、条例改正の概要でございます。よろしく申し上げます。

○佐藤税務課長 税務課でございます。資料の12ページをお願いいたします。

第71号議案熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例についてでございます。説明は13ページの概要で行わせていただきます。

産業廃棄物税につきましては、九州各県共同で平成17年度から導入しておりますが、法定外目的税でありますため、条例附則の第5項で、条例の施行後5年をめどとして、必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするという規定が設けられております。

今回、この規定に基づきまして検討を行いました結果、平成22年度以降も継続することとし、それに伴い関係規定の整備を行うものでございます。

内容についてでございますけれども、一部改正条例の施行後5年をめぐりとして、必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするという、現行と同様の規定を設けるものでございます。

施行は、平成22年4月1日からとしております。

なお、検証の結果につきましては、次の14ページをお願いいたします。

産業廃棄物税は、一部先ほどの説明と重複いたしますけれども、九州地方知事会の中で、九州各県共同による導入に関する合意事項を踏まえまして、平成17年度から導入している経緯でございます。

税制度の概要、施行状況については、記載しているとおりでございます。

3の今後の取り扱いについてでございますが、循環型社会形成に向け、引き続き本税を活用し、排出抑制、再利用、再生利用を進める必要があるなどの理由によりまして、現行制度を引き続き維持することとしております。

なお、九州各県でも同様の改正を行うこととされております。

次に、資料の15ページをお願いいたします。

第72号議案熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例についてでございます。説明は16ページの概要で行わせていただきます。

水とみどりの森づくり税につきましても、先ほどの産業廃棄物税と同様、条例の附則第5項で、5年後の検討の規定が設けられております。今回、この規定に基づきまして検討を行いました結果、平成22年度以降も継続することとし、それに伴い関係規定を整備するものでございます。

内容についてでございますが、一部改正条例の施行後5年をめぐりとして、必要があると

認めるときは、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするという、現行と同様の規定を設けるものでございます。

施行は、平成22年4月1日からとしております。

なお、検討の結果につきましては、17ページをお願いいたします。

水とみどりの森づくり税は、個人県民税、法人県民税均等割の超過課税として、平成17年度から導入してしております。

税制度の概要、施行状況につきましては、記載しているとおりでございます。

3、今後の取り扱いについてでございますが、森林、林業を取り巻く厳しい状況から、森林の公益的機能が低下しつつあり、引き続き本税を活用し、管理が見込めない人工林対策や県民参加の森づくりを通しまして、森林の公益的機能の維持、増進を図る必要があるなどの理由によりまして、現行制度を引き続き維持することとしております。

最後に、ただいま御説明いたしました産業廃棄物税、水とみどりの森づくり税の内容につきましては、それぞれ関係課から厚生常任委員会、農林水産常任委員会の方に御報告を行うこととしておりますので、申し添えさせていただきます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○榎木野市町村総室長 市町村総室でございます。資料の18ページをお願いいたします。

第73号議案の熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。19ページの概要で御説明をいたします。

今回の条例改正の趣旨は、内容の欄の1のとおり、住民基本台帳法第30条の8第1項及び第2項の規定によりまして、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用

及び提供を行うため、関係規定を整備するものでございます。

ここでいいます本人確認情報とは、市町村の住民基本台帳に記録されている県民の住所、氏名、性別、生年月日、以上4情報でございます。

この本人確認情報が、県の事務処理上で必要な場合には、条例で定める事務に限って住基ネットの本人確認情報を利用し、本人や市町村から住民票を徴することなく、その本人確認情報を得ることができるということで、今回、新たに次の2の主な改正内容にある3つの事務を、条例で定める事務として追加するための改正でございます。

2の主な改正内容をごらんください。

(1)ですけれども、住民基本台帳法第30条の8第1項第2号の規定に基づき、住基ネットシステムの本人確認情報を利用できる事務として、今回追加する事務としましては、アの採石法による同法第32条の登録または同法第32条の7第1項の届け出に関する事務、それから、イとして、砂利採取法による同法第3条の登録または同法第9条第1項の届け出に関する事務でございます。

また、次の(2)にありますように、住民基本台帳法第30条の8第2項の規定に基づき、知事が条例で定めることにより本人確認情報を提供することができる知事以外の執行機関に新たに監査委員を加え、知事が条例で定めることにより、監査委員の求めに応じ、監査委員に本人確認情報の提供をすることができる監査委員の事務として、地方自治法による同法第242条第1項の請求、これは住民監査請求でございますが、それに関する事務を追加したいということでございます。

これら各事務の具体的内容については、規則で定めることといたしております。

この条例の施行期日は、平成22年4月1日からとしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○若杉危機管理・防災消防総室長 危機管理・防災消防総室でございます。よろしくお願いたします。

資料の20ページをお願いいたします。

議案第74号でございますけれども、熊本県石油コンビナート等防災本部条例の一部改正をお願いしてございます。21ページの方で御説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、石油コンビナート等災害防止法の一部改正に伴いまして、熊本県石油コンビナート等防災本部条例の規定を整理するものでございます。

2の主な改正内容でございますが、条例の第1条に条例の根拠条項が規定されておまして、その根拠条項が、石油コンビナート等災害防止法の改正によりまして、第28条第8項から第28条第9項になりましたことから、第28条第9項に改めるという改正でございます。条例の内容につきましては変更はございません。

3の施行期日は、公布の日とさせていただきます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○豊田人事課長 人事課でございます。

22ページの第88号議案包括外部監査契約の締結についてでございます。23ページの概要で御説明させていただきます。

まず、本議案の趣旨でございますが、包括外部監査につきまして、平成22年度の契約締結に関するものでございます。

次の(1)契約の内容でございますが、都道府県に実施が義務づけられております包括外部監査につきまして、監査を受けるとともに、監査結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約でございます。(2)契約期間でございますが、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間となっております。

ます。(3)でございますが、契約金額につきましては、1,313万円を上限とする額といたしまして、契約の相手方につきまして、来年度は公認会計士の河喜多保典氏を予定しております。

河喜多氏につきましては、選任の理由にも記載しておりますが、一番下のポツにありますように、平成11年度から平成21年度までの包括外部監査の補助者として本県の監査に携わっていらっしゃいます。そういうことで、平成22年度の包括外部監査人としてふさわしい人物であると考えております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○田嶋財政課長 財政課でございます。資料の24ページをお願いします。

議案第89号でございます。25ページに概要を記しておりますので、そちらをごらんください。

全国自治宝くじ事務協議会は、都道府県指定都市により構成されておまして、宝くじの発売の事務を行う協議会でございます。

これらの協議会は、地方自治法の規定に基づき、協議会を構成する団体数の増減及び規約の変更につきましても議会の議決をいただく必要がございます。今回は、本年4月1日に、相模原市が政令指定都市に移行することに伴いまして、相模原市を協議会に加え、それに伴う規約の変更でございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○楢木野市町村総室長 市町村総室でございます。資料の26ページをお願いします。

第90号議案の市町の境界変更についてでございます。27ページの概要で御説明をいたします。

これは、熊本市と上益城郡嘉島町の境界にわたって土地改良事業が施行されたことに伴い、平成22年6月1日から、両市町に係る境

界の一部を変更するものでございます。28ページと29ページに位置図、それから境界変更図を添付いたしております。

今回の境界変更の手續につきましては、熊本市、嘉島町両市町の議会の議決を得て、平成22年1月19日に知事に申請がなされております。この申請に基づき、知事が市町の境界変更の決定を行うこととなりますが、決定につきましては、地方自治法第7条第1項の規定により県議会の議決を得る必要がございますので、本議会でその議決をお願いするものでございます。

境界変更の内容につきましては、2の内容に記載しております地番の土地等を嘉島町から熊本市へ、また、熊本市から嘉島町へそれぞれ編入することとなります。

なお、境界変更の効力は、本議会での議決を得て知事が熊本市と嘉島町の境界変更を決定し、その旨を総務大臣に届け出、それに基づき総務大臣が告示することによって生じることとなります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○森浩二委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

○大西一史委員 いろいろとちょっときょうは議題が多いのであれなんです、1つ、17ページ、これは人事課ですけれども、人事管理費の中で総務部長秘書事務委託ということで、これはほかのところも多分やっているんだろうというふうに思いますが、外部委託をするということで33万8,000円という額が上がっていますけれども、これはどのくらい全体として財政縮減効果があるのか。前もちょっとお聞きしたかもしれませんが、ちょっと教えていただきたいということですね。

それと同時に、やはり守秘義務等々の話

で、外部の人が秘書につくのは大丈夫なのかというような指摘も結構以前から言われていましたけれども、その辺のリスクについてどういうふうに考えているのか、その2点を教えてください。

○豊田人事課長 人事課でございます。

まず、1点目の節減効果でございますが、現在配置されております正職員と比較いたしますと、全体としては約2,000万円程度の財政効果があるものと考えております。

それから、守秘義務につきましてでございますが、これにつきましては、業者にまずプロポーザルという形で提案しておりますが、その際に、いわゆる守秘義務等につきましの取り扱いの中身につきましては、業者それぞれに企画書の中で提案を受けております。それから、具体的に業者が決まりましたところでの契約の中でも、守秘義務の遵守について掲載することにしておりますし、また、それぞれ従事される方についても、守秘義務についての誓約と申しますか、確約書をとるというような形で、二重三重に守秘義務についての徹底を図るというような形にしておるところでございます。

○大西一史委員 ちょっともう一回確認なんですけれども、この2,000万円とおっしゃったのは、何名でということですか。

○豊田人事課長 申しわけございません。全体で副知事の秘書2人と、あと各部局の部長秘書ということで10名分でございます。

○大西一史委員 10名ですね。わかりました。

今御説明がありましたので、ある程度縮減効果があるということと、守秘義務等々に関しては、リスクはできるだけないようにということで、契約の段階でそういうふうによつ

ておられるということでありましてけれども、こういう見直しで、しかもやっぱり部長さんというのは、非常にそれなりに県のだれと会ったかとか、それから、ある意味では、まあ機密とまで言うかどうかわかりませんが、そういう重要な県政を左右する情報を扱うというようなところでありますから、その点についてはしっかり留意をしていただきたいということをお願いしておきます。

それと、引き続きよかですかね、済みません。これは税務課にちょっとお尋ねなんですけど、26ページですけども、ちょっと説明がそこはなかったんですが、この8番のふるさとくまもと応援寄附基金積立金というところですけど、これはふるさと納税のことだろうというふうに思うんですけども、ふるさと納税については、2008年の4月の地方税法の改正でたしか導入されたというふうに思うんですけども、たしか当時知事は目標額を結構大きいことをおっしゃっておられたような気がしまして、それに対して、どういう目標で——まあ、それはちょっと無理じゃないかなと私個人的に思ったんですが現状として、どのくらいふるさと納税制度というのが活用されて、本県の税収に寄与しているのかどうかということをお尋ねしたいということと、それと、他県との比較ですね。他県は、かなりこのふるさと納税制度を——まあ、一生懸命やっているところとそうでないところとかなり差があったというふうに思います。鹿児島あたりが相当、ふるさと納税ということで、たしか一時期やっていたような気がするんですけども、その辺と比較してどうかということをお尋ねいたします。

○佐藤税務課長 済みません、知事は、最初に10億円というふうなことをおっしゃったということはありますけれども、そういう金額を目指したいというお気持ちだったというふうにはこちらは理解しております。ただ、一

言その件について申し添えさせていただきま  
すと、トップセールスで機会があるたびに、  
上京の折などなどに知人の方等に呼びかけら  
れておりまして、後で数字になってきており  
まして、今、先月の末で全国で2番目、5,80  
0万円余の寄附が集まってきております。ち  
なみに、トップは大阪府で1億2,000万円  
ありまして、先ほどおっしゃいました鹿児島  
県は2,400万円ということで、10億円には届  
きませんけれども、すばらしい成果だとい  
うふうに私たちは理解しております。

他県の取り組みにつきましては、お話があ  
りました鹿児島県は、最初の年に東京と大阪  
に5名ずつ専任職員を配属いたしまして取り  
組みを行われておりますけれども、本県では  
そういうふうな形まではとっておりませんけ  
れども、翌年からは、やはりなかなか効果も  
上がらないということもあったんでしょ  
うか、3名程度ずつに下がってきたりして  
おります。そういう中では、少ない人数でか  
なりの効果を上げている方ではないかとい  
うふうに自分たちの方では思っております。

なお、前後しますけれども、5,000万円の  
予算額につきましては、財政再建戦略の中  
でもその期間中は5,000万円を目指すとい  
うことで、非常に高い目標だと思ってお  
りまして、最大限の努力を行っていくとい  
うふうにこちらの方では考えております。

以上であります。

○大西一史委員 たしか21年度の当初予算  
では768万円でしたっけ、いわゆる経費とい  
うか、ついてたんじゃないかなというふう  
に思いますが、それでも5,800万円とい  
うのは、これはこれまでのトータルでとい  
うことですね。累計ということですよ。ど  
うなんですか。1年じゃないですよ、当然  
ね。

○佐藤税務課長 21年度で……

○大西一史委員 21年度、1年間で5,000  
万。

○佐藤税務課長 はい。

○大西一史委員 で、全国2位と。ちょっと  
想定——私は、もうちょっと低いのかなとい  
うふうに思っていましたけれども、それだけ  
協力をしていただけるということは、非常  
にありがたいことだと思います。

私は、このふるさと納税制度自体がどう  
かなというふうに少し疑問を持っている部  
分、もともとこの制度としてはあったので  
あれですが、寄附していただける分には、  
これはぜひやっていただきたいと思いま  
すが、鹿児島県のように職員をたくさん  
配置をしてとか、そこまでする必要は私  
はないというふうに思っていたのと、知事  
の目標がちょっと高過ぎたような気も  
するので、まあ意気込みとしておし  
ゃったにしても、それにしても、それ  
にちょっとあれだなというふうに思  
いましたので、このことに力をかける  
よりも、それこそ収税対策といいま  
すか、そっちの方にやはりし  
っかりやっていただきたいというこ  
とを思っておりますので、その点  
は私の方から要望としてお願いを  
しておきます。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありま  
せんか。

○中村博生委員 34ページ。女性相談セン  
ターですか、DV関係の相談が主であ  
ろうと思えますけれども——ここ数年  
の動向といいますか、どういった  
中身の相談があるのかと——最近  
は親が子供を虐待して死亡させる  
事件がありますけれども、その  
相談の中に父親が子供を虐待  
するとか、そういう相談等もあ  
つたらうかなと思って。その  
辺はどうですかね。

○中園男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

この女性相談センター、これは福祉総合相談所の中にあります女性相談センターでございますけれども、DVに関する相談件数、これは毎年確実にふえております。21年度の相談件数でございますけれども、2,800件ほどの相談がありまして、そのうちの1,300件余りがDVの相談ということでございます。

これはDV相談につきましては、内容はいろいろありますけれども、ほとんど90数%が夫からの暴力ということでございます。県下全体的に見ますと、大体1万2,400件ほどの女性についての相談がございますけれども、そのうちの2,400件ほどがDVの相談ということで、福祉事務所であるとかあるいは各市町村の福祉課であるとか、そういった県下全体でこのDVというのはかなり相談件数がふえているという状況でございます。

○中村博生委員 子供のあれはまた違う相談所かもしれぬとですが、それぞれの相談所とのこういった連携といいますか、そういうのは実際、協議会じゃないけれども、協議場所があるわけですか。

○中園男女参画・協働推進課長 現在51のDV対策の関係機関会議というので構成しておりまして、年に2度ほど連絡会議を持っておりますし、県下の地域振興局単位でネットワークというのをつくっております、そこでも各警察とか関係機関等を含めて、きちっと連絡体制をとって、連携をとりながらやっているという状況でございます。

○中村博生委員 年間2回ぐらいされるわけですが、その成果といいますか、連携をとっているということですが、その成果あたり、対策とかを含めて、そういったことも含めてやりよるということでしょうか。

○中園男女参画・協働推進課長 DVというのは、なかなか表には出にくい面がございまして、家庭内の夫婦間の暴力でございますので、その中でも、なるべく相談をしていただくということがまず基本ではないかというふうに思っています。本来であれば、加害者があって初めて被害がありますので、加害者についての対策というのを本来は講じる必要がありますけれども、なかなか難しい面がございまして。

ただ、警察であるとか、福祉事務所、それぞれ連携というのは、お互いにいろんな相談の中身であるとか、その対策については、それぞれの機関で、それぞれの立場で一生懸命頑張っているという状況でございますので、情報交換であるとか、相談の仕方、内容等につきましては、お互いに協議しながらやっているという状況でございます。

○中村博生委員 大変なあれだろうとは思いますが、先ほど言いました家庭内暴力、特に子供を虐待、そういった相談によって、ああこの家庭はこやんことがありやせぬどかという、やっぱりそういう察知するというか、早目に予防するというか、そういったことも含めて、やっぱり今まで以上に横の連携を密にさせていただいて、いろんな情報交換をしていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○中園男女参画・協働推進課長 家庭内の一—ちょっと私の方は今DVに限って申しましたけれども、子供に対する暴力であるとかあるいは高齢者であるとか、いろんな暴力の中身はございますので、その辺は関係機関がそれこそいろいろ情報を密にして取り組んでいるという、警察とも当然一緒には進めているところでございます。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○内野幸喜委員 交通対策総室にお伺いしたいんですが、新幹線建設促進、それから並行在来線対策事業で9,000万円ほどあるんですが、この事業は——当然、肥薩おれんじ鉄道、これはもう重要な路線なので、これまでどおり支援をお願いしたいんですが、八代以北の並行在来線も含まれているということなんでしょうか。

○高田交通対策総室長 まず、八代以北につきましては、JR九州がそのまま継続して運行することになっておりますので、八代以北の在来線対策ということでこの9,000万の中に含まれているというわけではございません。

○内野幸喜委員 先日、新聞にも載っていたかと思うんですが、新幹線が全線開通した場合、在来線の特急を廃止する方向だという話がちょっと載っていたと思うんですが、その点は、事実確認として、決定事項なんですか。

○高田交通対策総室長 私どもも、あの新聞記事を拝見しまして、JR九州の方に確認いたしました。JR九州としては、まだ在来線の運行形態、特急かそうでないかとか、あるいは運賃、ダイヤなどについては現在会社の方で検討しているということでもございまして、在来線について、具体的にどういうことで来年3月以降やるかということ、JR九州としてまだ決めていないというわけではないということでもございました。

○内野幸喜委員 例えば、特急であれば、熊本から久留米まで結節点がないんですね、新幹線とJR線の結節点というのが。新玉

名、新大牟田とかも、やっぱり在来線と一緒にのところがいいので、非常な不便を感じる方もいらっしゃると思うんですが、その点はやっぱり県としても、まだこれからJR九州さんの方には、引き続き特急を走らせていただくような形のお願いをしていただきたいと思います。

○高田交通対策総室長 委員御指摘のありました在来線の利便の確保ということについて、ここはこれまでも九州新幹線の建設促進期成会、熊本県の期成会としても要望してきたところでもございますが、在来線の運行形態、それは県民の皆さんにとって利便が高まるような形で確保されるというふうにはできないかということ、引き続きJR九州に対してもいろいろ働きかけていきたいというふう考えております。

○内野幸喜委員 それでお願いします。

じゃあ、もう一度確認ですが、決して決定事項じゃないということですね。

○高田交通対策総室長 私ども、そのように聞いております。

○内野幸喜委員 わかりました。

もう1点、いいですか。ちょっと金額は少ないんですけども、私学文書課の方に、230万ほど入っていたと思うんですが、公益法人制度の推進事業ということで、そもそも新公益法人ですか、一般社団法人と何が違うのか。県として、何か推進しなきゃならない責任というか、義務というのがあるのかどうかというのをちょっとお伺いしたいんですが。

○広崎私学文書課長 私学文書課でございます。

お尋ねの公益法人制度でございますけれども、これは、平成21年度から5年の間に、従

来公益法人として位置づけられておりました社団法人、財団法人等が、公益認定を受けた法人になるのかあるいは一般の公益認定を受けない法人になるのかの選択をしなければいけない法改正がございました。そのために、私学文書課・公正公益法人室で、県内の公益法人を、公益認定を受けますか、それとも一般社団、一般財団でいきますかというふうに、今アドバイスをしているところでございます。

ですから、公益法人制度自体が、今ちょうどこの5年間で制度が変わるという時期にございますので、新公益法人制度への移行のための事務をやっているという状況でございます。

○内野幸喜委員 済みません、ちょっとあんまり詳しくわからないんですけども、その新公益法人の方になった場合のメリットとかというのは、どのような違いがあるんですか。

○広崎私学文書課長 今までの法人が公益認定を受けますと、税制上の優遇措置がございました。その公益認定を受けるためには、公益事業比率を50%以上維持しなければならないので、従来公益法人として認められていた法人でも、その公益認定を受けられない場合がございますので、今、私どもの方では、その公益認定を受けたいと思っておられる法人等への助言、指導を行っているところでございます。

主なメリットは、やはり税制上のメリットだというふうに理解をしております。

○馬場成志委員 メリットというか、逆に課税されるごつなると言う方がわかりやすかつつじやなかですか。

○広崎私学文書課長 済みません、ちょっと

複雑なんですけど、簡単に申しますと、税制上の優遇措置が大きいというのが公益認定を受けた法人ということになります。

○内野幸喜委員 例えば、事業が50%以上公益かどうかという、その判断はだれがされるんですか。

○広崎私学文書課長 そのために、私ども、外部有識者で公益認定審議会というのを設けておまして、その審議会が公益認定の判断をするようになっております。

○内野幸喜委員 わかりました。

ちょっと1点だけいいですか。また別なんですけれども、先ほどのふるさと納税制度の件なんですけれども、例えば、熊本県であれば、プロ野球選手も多く抱えていますし、プロゴルファー、そういった方に積極的にお願いするというのも一つあると思いますし、また、例えばそういう大口の方、まあ大口小口関係なく、そうやってしていただいた方には、何かしらお礼の意味も込めて、何か熊本県として、何というんですか、寄附していただいた方に何がしかお礼の形で何かやるというのもどうかと思うんですが、その点どうですか。

○佐藤税務課長 税務課でございます。

まず、有名な方などへのというのは、割と表に出してはいけませんので、水面下などでは、東京事務所とか、大阪の事務所とか、あるいは直接知事がお話になったりとかして、非公式にはいろいろお願いはしておりますし、その中でされている方もあります。金額とかは関係なく、卑近な例では、スザンヌさんも、今、県のホームページの中にも、私していますみたいな形でもらっていますし、ほかの方にも呼びかけていただいたりしておりますので、金額面だけではなく、協力

はいただいたりしております。

また、感謝の品といいますか、そういったものにつきましては、5,000円以上していただいた方には、全国では割と少ないんですけども、本県の方では感謝の品をお送りさせていただいております。その内容は、県産品をお送りするようにしまして、県産品の拡大にもつながるような思いでやっております。

以上です。

○大西一史委員 またちょっと税務課になってしまってあれなんですけど、条例で、産廃税、それから水とみどりの森づくり税についてそれぞれ議案が出されて、これは5年前、私は、その当時総務常任委員だったので、激しくいろんな議論をしたことを今思い返していたんですけども、やはり税をかけるということに関しては、極めて慎重であるべきであるというふうな議論も当時あったわけでありまして、ただ、この産廃税に関して、九州地方知事会の共同での導入ということであるわけなんですけど、これは14ページで条例の施行状況ということで、税収あるいは使途というところですけども、使途の部分と税収の部分が最初のころとはちょっと随分変わってきているということで、9,022万ぐらいの使途ですかね、1億4,275万のあれに関して。ところが、21年度には、ずっと使途が伸びてきているというようなことです。

それから、17ページで、これは水とみどりの森づくり税については、今度はこの使途は、やはりぐっと、平成17年と比較すれば2.5倍からそのくらいまで、歳出決算ベースでは伸びているということなんですけれども、当然、ある意味では、この税収を使ってそれなりに目的達成のためにやっているということなんだろうというふうには思うんですけども、そうなれば、この税率というのが、現行のままやるということですけども、税率

というのは、果たしてこれで妥当なのかどうかというような検討というのは、何かなされたんですかね。

○佐藤税務課長 税務課でございます。

税率につきましては——済みません、今は産廃税もという……

○大西一史委員 産廃税についてもそうですし、水とみどりの森づくりの税もそうなんですけれども、それぞれ要は税収に対しての使途というのが結構バランスが違いますよね。それも年々変化してきていると、こういう状況を見たときに、その辺の検討というのがなされたのかどうかということなんです。それが税率が適切かどうかということも含めてですけども。

○佐藤税務課長 じゃあ、お答えいたします。

資料の中にありますように、まず産廃税につきましてですけども、決算ベースでこちらの方はお出ししております。ですから、予算では、基本的には税収、歳入に近いような歳出予定がもともとは計上されておりましたけれども、事業の執行等の中などで最終的に当該年度に予定したものができなかつたりして、決算ベースでは落ちていたりしておりますのが、17、18、19、20まで続いております。21年度は、予算ベースに——まだ決算が出ておりませんので、なっておりますので、そういうことの中では、それぞれ必要な事業が予算に見合うものがしっかりありまして、そういったものに使いたいと。

一番大きなものは、公共関与が進みましたときに、ちょっと私、正確な数字を今持っておりませんが、8,000万ぐらいだったんじゃないかなと思いますけれども、使う予定のものが計上されておりますけれども、最終的にそれを必要とする事業が起こらないた

めみたいなことだったかと思えますけれども、そういうことで、毎年多額のもの落ちていって繰り越しという形になっておりますけれども、決算から見るだけでなく、やはり当該年度に必要なものが例年起こっていますということで、税率につきましては、産廃税につきまして、やはり九州各県の中でも同じような意見ですので、現行の1,000円といったものを維持するというふうな考え方で、お互いに話ができております。

また、水とみどりの森づくり税につきましては、その用途であります山地の、結局荒廃とかがたくさん起こっております、すべての面積を賄うまでにはまだ至っておりませんので、同様のことを続けていくためには、現行の500円の御負担をお願いしていく方がいいんじゃないかということで、そのあたりにつきましては、また県民の方々には大分周知といいますか、御理解が進んできているのではないかということで、制度の継続と金額の継続をお願いするよういたしました。

○大西一史委員 わかりました。

ちょっと産廃税と水とみどりの森づくり税では、税方式も違いますし、目的も違うので、並列して議論するのはいかぬかったかなと今思うんですが、産廃税については、それこそ排出の抑制ということが行われるということがやはり目的の一つでもありますので、本来的には、こういう税というのがどんどんどんどん抑えられていく方がいいのではないかということです。

それと、水とみどりの森づくり税については、これは結構使途については、歳入ベースに比べれば歳出の方がどんどんどんどんふえているということで、これをかなり活用しようということで活用されているんだろうというふうに思います。

それと、この事業内容についても、それなりにいろいろな対策に効果があっているとい

うような評価もいろいろ聞いていますので、その点については評価したいというふうに思うんですが、ただ、要は、年額500円を負荷されているというふうに思っている、意識を持っている県民の方は非常に少ないというふうに、私の——これは以前からこの委員会でも申し上げていましたけれども、私の実感としてはそういうふうに持っています。

これは、当然、個人県民税の均等割額の税に上乘せという形ですから、わからないんですよね、水とみどりの森づくり税。給与明細にも何も出てきませんから、わからないわけですけれども、やはりそういった皆さんの税金によってこうした事業ができていっているんだよというような周知というのは、各事業をやる中で、しっかりと関係部局、この事業をする担当の部局にその辺は意識をしていただくように、周知を願いたいというふうに思います。

そうでなければ、やはりこれはまだこの感じでいくと、ひょっとしたらもうちょっと上乘せしてくださいということを県民に願うような場面も——将来的にはですよ、わかりませんが、出てくるかもしれませんね、ひょっとしたら。だから、この500円が、これがあるいは1,000円ということになって、さらに倍増して、そういった事業に使わせてほしいというようなことも、今後は、もう税収が非常に少ない中では、県民の皆さんにお願いをしていかざるを得ないような状況がひょっとしたら私は出てくるんじゃないかなというふうに思います。そうであるからこそ、この税の使途、要はいただいた税金に対してどれだけきちっと使ったかということをやはり意識してもらおうと、そして周知していただくということは重要なことだと思いますので。

今回の改正については、現行制度を引き続き維持するという方向では、今の説明も受けましたので結構でございますけれども、この

税制については、しっかりそういったことの意識を全庁的に持っていただくようお願いをしておきたいというふうに思います。

何かあれば、どうぞお答えください。

○佐藤税務課長 今大西委員の方から御意見がございました点につきましては、事業課の方ともども、この条例が通りました後は、ホームページに検証——検証結果はもう既に載せていたかこの後かはちょっと忘れちゃったけれども、検証結果の公表もいたしていきますし、機会があるごとにその付近については、広報といいますか、県民の皆さん方への周知を事業課、税務課ともどもやっていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○瀬口総務部次長 私、前に農林水産部にありましたものですから、この広報についても、県民の皆さんが森を守っていくという意味からいけば、委員おっしゃるように、大変重要な事柄だと思っております、この中で、毎年、新聞広報等でどういった事業をやったんだというのはやっております。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○田代国広副委員長 48ページ、49ページの人事委員会と監査委員会の費用弁償の件ですけども、これは議案第68号の条例改正と連動しておると思うんですが、これと連動しておるとするならば、この前年度対比のマイナスの金額がこれくらいなものですかねと思うんですが、これについてはどのように理解されておられますか。

○田中総務課長 人事委員会事務局でございます。

この費用弁償につきましては、条例改正が

ありますけれども、この予算でお願いいたしますのは、前年と同じ算定基礎でお願いをしております。

といいますのが、実際の改定後の金額につきましては、実績が出ていけませんので、積算が困難ということで、前年度並みの予算でお願いをしております。

○田代国広副委員長 積算が困難とおっしゃいましたけれども、過去にずっと今までの委員会の回数とか、そういったものはデータとして当然あるわけですよ。そうするなら、そういったデータというものの、確実に高いデータというものを算定基礎にして予算というものを出すのが本当だと思います。

というのも、特に条例改正と財源は連動していますよね。例えば、新しく条例を出す場合には、当然財源も揭示しなければいけないわけですから、今回の条例改正によってこの予算書がどう変わるのかというのは、ある程度正しい金額、近い数字を出すのが妥当だと思うんですが、その点についてはどう考えられますか。

○田中総務課長 今回の場合は、基礎月額と日額になっておりますけれども、基礎月額は決まっておりますけれども、日額につきましては、活動状況といいますか、その辺によって違いますので、今年度については、そういうことで前年並みということでお願いをしております。正確なといいますか、その辺の積算が困難ということでございます。

○豊田人事課長 人事課でございます。

田代副委員長御質問のとおり、条例と予算というのは基本的には当然リンクしていくべきものだと考えておりますけれども、今回の条例改正につきましては、条例改正の概要が固まりましたのが新年に入ったところでございまして、予算要求時点とちょっと若干のタ

イムラグもございました。

それで、副委員長がおっしゃいましたように、過去の実績からすると、大体3割程度減という形で、全体としては2,000万から3,000万程度の節減効果を見込んでおりますけれども、そういう事情もございまして、来年度の当初予算につきましては、前年度と同額の予算を各委員会に組んでいただいております。来年度の実績等を踏まえまして、例えば減額補正でありますとか翌年度の予算につきましては、その実績を踏まえて予算計上するような形でお願いしたところでございます。

今年度は、確かに若干仮りで出ておりますが、今年度はそういう事情でございまして、御理解いただきたいと思っております。

○田代国広副委員長 おおむね説明はわかりますけれども、この条例というのは、いわゆる経費節減ですよ。ねらい、目的でこの条例を改正するわけですから、当然その目的が予算書にある程度反映されるのが基本だと思うんです。今の説明である程度納得しますけれども、条例と予算というのは連動しておるわけですから、その点はしっかりと今後検討していただきたいと思えます。

○大西一史委員 今の熊本県報酬及び費用弁償条例の一部改正をする条例についてちょっとお尋ねなんですけれども、行政委員等のその報酬の見直しに関して、現行報酬の3分の1程度を基礎報酬として支給するということが本県では入れるということでもありますけれども、他県ではこの日額だけということも結構見られるということなんですけれども、これはどのくらいの自治体がこうした特例とか、規定を設けているのかどうかということですね。それと、設けていないところが何県ぐらいあるのかと、その差をちょっと教えていただきたいんですけれども。

○豊田人事課長 私ども、現段階で把握しているところではございますが、今回、2月議会におきまして、本県のほか6県で条例改正が予定されておるところでございます。

そのうち、本県と青森県と静岡県が全委員会を対象に見直すと。ほかのところは一部の委員会を見直すというところではございまして、そのうち青森県が、本県と同じく、日額と基礎報酬といいますか、月額を併用するというふうに聞いております。静岡県は、全部日額に変えるというふうに聞いておるところでございます。

○大西一史委員 それで、全部日額ではなくて、この現行報酬の3分の1程度を基礎報酬として支給する方が妥当だと考えた理由は、先ほど説明で述べられたようなことなんでしょうというふうに思いますから、それで結構なんですけれども、やはり全国的に、じゃあそれを設けているところと設けていないところの差は一体何なんだというふうに言われると、なかなか説明がつかないんじゃないかなというふうに思うんです。やっぱりコストダウンということも1つ念頭にあるということなんです。その辺をどう説明していくのかというのが1つですよ。

それと、あと全体的なコストダウンとしてどのくらいあるのかというのは、前も伺ったような気がしないでもないんですが、委員会では聞いていませんけれども、大体どのくらいを想定されるのかをお願いします。

○豊田人事課長 全体としては2,000万から3,000万程度の節減効果があるというふうに想定しております。

3分の1につきましては、先ほども申し上げましたが、なかなか日額だけの活動では御説明できない職責であるとか活動があるというような形で、これについては、今後いろんなところでしっかり説明していきたいと考え

ております。

○大西一史委員 一応、今回、この行政委員会委員の報酬の一覧とかもいろいろ見せていただいて、ずっと見ているんですけども、ある程度、それはやっぱり今まで出ていたものをばさっとというわけにはなかなかいかぬのかもしれないけれども、かなりやはり本県の財政事情は非常に厳しいわけですから、その辺しっかり説明ができるようなものにしていただきたいということです。

それで、場合によっては、今後、この3分の1の部分に関しても、これは委員のその区分によって違うと思うんですよね。だから、そこについては、やはり今後引き続き検証した上で、改めてそういった3分の1というような規定を設けないということも視野に入れて検討していただきますように、検証も含めてですけれども、お願いをしておきます。

以上です。

○森浩二委員長 12時を過ぎましたので、昼食のため、1時5分まで休憩したいと思います。

午後0時2分休憩

午後1時4分開議

○森浩二委員長 それでは、休憩前に引き続き審議を再開します。

質疑はありませんか。

○大西一史委員 電子申請システム、情報企画課ですけれども、39ページ。

これについては、過去に私も電子県庁というところからずっと聞いてきて、県民の利便性を高めるためにということでのあれで、今回いろいろとまた事業費もついていますけれども、現在の年間の大体利用数、これが大体どういうふうに推移してきたのかということ、やはり当初の想定と比較するとどのくら

いギャップがあるというか、なかなか電子申請というのは使いにくいというか、あんまりそういう用途がないというような、ちょっと聞かないでもないものですから、その点について、どう現状を評価しているのかということをお尋ねします。

○松永情報企画課長 情報企画課でございます。

まず、利用件数の推移でございますけれども、システム自体は平成16年度から始めておりまして、平成19年度までは3,000件ないし4,000件程度で推移しておりましたけれども、平成20年度になりまして3万6,000件ということで、かなり伸びてきております。また、21年度、今年度も2月末現在で約2万6,000件ということで、20年度は、実は入札参加資格申請というのが——これは2年に1度ございまして、これが約2万件ほど占めておりまして、それが非常に大きかったわけですが、今年度はそれがありませんけれども、一応先ほど申し上げましたような2万6,000件ということで、最終的には3万件近くいくのではないかとというふうに今考えているところでございます。

当初の予定ということでございますけれども、最終的には5万件ないし6万件というふうに聞いておりますけれども、先ほど申し上げたような状況でございますので、引き続き利用促進策に努めて、それに近づくように持っていきたいというふうに今考えているところでございます。

○大西一史委員 今件数はふえているということで、まあ入札の事務処理関係で申請がふえているというのが実態かなというふうには思っております。

やはりいろいろな——しかし、じゃあ県の業務でどれだけその申請関係に使うのかといったら、やはり県よりもむしろ市町村関係の

そういった需要というのが大きいのかなというふうに思いますが、かなり投資をこれまでしてきたということを考えれば、これはもう以前から投資効果といいますか、費用対効果といいますか、そういったことに関してはしっかり検証をしながらやってくださいよということを常々申し上げてきましたし、また、その結果についても、ある程度検証しながらここまで進めてこられたと思いますので、その点は評価しているんですけども、やはり利用実態ということを考えれば、まだまだ目標に届いていない部分がありますので、その点について今後、まあ新年度以降ですね、さらに使い勝手のよい電子申請のあり方というのをまた検討していただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○松永情報企画課長 平成22年度におきましては、行政書士会の方でも、業務上の請求にこのシステムを利用していただくということになっておりまして、そこでもまた数千件の利用が見込まれているところでございます。

ただいま委員からございましたように、市町村とこれは共同でやっておりますけれども、さらにいろいろな利用促進策を市町村とも協議しながら、使い勝手のいいシステムになるように努めてまいりたいと思います。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第46号、第50号、第58号、第62号、第67号から第74号まで及び第88号から第90号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第46号外14件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 異議なしと認めます。よって、議案第46号外14件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本委員会に今回付託されました請願を議題とし、これについて審査を行います。

まず、請第37号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○高田交通対策総室長 交通対策総室でございます。

請第37号八代・天草架橋建設に係る調査に関する請願につきまして説明を申し上げます。

請願の趣旨といたしましては、八代・天草架橋建設に関する地元と共同によるさらなる調査を求めるものでございます。

この八代・天草架橋の構想の検討状況でございますが、現在、県といたしまして、地元の調査結果をさらに深めていくために、外部委託せずに、職員によりまして概算事業費の検討に必要な情報を整理しておるところでございます。

具体的には、国内の海洋架橋の事例を調査しながら、事業費試算の前提となります情報を収集し、整理を行ったり、あるいは周辺海域での船舶の航行状況も調べ始めているところでございます。

巨大なプロジェクトでございます本構想を検討していくためには、整備工法や採算性、用地補償費も含めた建設事業費やその財源など、検討課題が多岐にわたるところでございます。

今後とも、地元市町村を初め関係機関と十分情報の共有化を図りながら、検討を進めていくこととしておるところでございます。

説明は以上でございます。

○森浩二委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○中村博生委員 この請願についてですけれども、議会でも建設促進議連をつくってございまして、18、19年度で検討関係をし、市町村、それに民間との共同での調査をしていただいております。

その調査結果に基づくといいますか、さらなる調査をやってもらいたいということで、20年度以降の期成会からの要望は、県による調査をやってくれという要望であったかと思えます。

県財政が厳しい中でもありますし、なかなかそれができなかったのでありますけれども、今回のこの民間期成会、八代と天草のそれぞれ代表がおられますけれども、私が平成14年に県議会に来させていただいて、その当時は、この八代・天草架橋を質問しようかなと思っておりましたけれども、何かもう過去のような話でありまして、これはもう終わったような言い方をされた記憶がございますけれども、その後、民間期成会の皆さん方が年ごとに盛り上げていただいで、八代市、そして上天草市の市議会でも議連を立ち上げていただいておりますし、本当に盛り上げてはきておりますけれども、なかなか調査をお願いしてもできないような状況が2年ほど続いております。

そういった中で、本当の意味で精査する意味でも、この調査は私も必要と思っておりますし、大変B/Cのことを考えると厳しいのかなとは思いますが、やっぱり道州制も含めれば、熊本の観光も含めていろんなことを含めれば、私は必要な部分であろうと思えます。

確かに、3県架橋、熊本天草道路はもう先行してやっておりますけれども、それをやめ

てという意味じゃなくて、知事がよく言われるくまもとの夢、やっぱり夢を持って、この夢のかけ橋という看板もつくってありますけれども、そういうことも大事であろうと思えますし、今後調査ができるようになって、結果次第ではだめになる可能性もありますし、進める場合も出てくる、どっちも可能性にはあると思えますので、ぜひともこの請願については、執行部におかれましても、大変厳しい状況下にあるかとは思いますが、この調査に向けて実現できるように努力していただければと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 なければ、これで質疑を終了したいと思います。

次に、採決に入ります。

請第37号についてはいかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第37号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 御異議なしと認めます。よって、請第37号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、継続審査となっている請願の審査を行います。

請第33号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○広崎私学文書課長 私学文書課でございます。

請第33号私学助成の充実強化に関する請願について御説明申し上げます。

本請願は、私学助成拡充を求める熊本県実行委員会からのものでございます。

趣旨は、公私立間の学費、教育条件の格差をなくすため、私学助成の増額を求めるものでございます。

請願事項は2項目あります。1点目、私立学校の教育条件改善のため、経常費助成の増額を求めるものでございます。

今議会に提出しております平成22年度当初予算案では、私学全体で約75億円、うち中学及び高校で約52億円の経常費を計上しております。昨年度当初予算と比べますと、生徒数の減少に伴い、予算額自体は若干減少しておりますが、生徒1人当たりの単価は伸びております。

2点目、保護者の学費負担軽減のため、学費軽減制度の拡充を求めるものです。

現在、国会において、平成22年度から、すべての私立高校生等に対し、年額11万8,800円を助成し、所得に応じた上乘せ助成を実施する高等学校等就学支援金に関する法案が上程されております。16日、衆議院を通過し、年度内成立の見通しとなっておりますが、県でも、平成22年度当初予算に就学支援金として約22億円を計上しております。

この制度が成立しますと、大きな教育費負担軽減効果がありますが、就学支援金を受けてもなお授業料負担が残る場合がございますので、県としましては、引き続き県による授業料減免補助制度を実施してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○森浩二委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○馬場成志委員 これにつきましては、3名の紹介議員がいらっしゃいますが、紹介議員の会派の皆さん方は、常に大体同じスタンス

で請願に対して採択の方向で活動してこられたというふうに思います。

私どもは、そのスタンスは若干違ってはいますが、子ども手当でありますとか高校無償化につきましては、私ども、それなりにやっぱり異論はありますが、私学の経費削減につきましては、私どもも、やっぱりこれは努力していかなきゃいかぬということとずっと活動自体はやってきたわけでありまして、まあ十分ではないかもしれませんが、今回、特に2番目の方につきましては、結果的にある程度の成果を見ることができるといような状況であるということで、採択でどうかというふうに思いますが。

○鬼海洋一委員 これに関しては、今お話しのとおり、ずっとお願いをしてきた立場ですから、そういうことであれば、よろしくどうぞお願いします。

○森浩二委員長 じゃあ、もう質疑を終了してよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 次に、採決に入ります。

請第33号についてはいかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第33号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 御異議なしと認めます。よって、請第33号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が6件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から順次報告をお願いします。

○神谷企画調整課長 企画調整課でございます。

お手元の報告資料で、地方自治法施行60周年記念貨幣についてという1枚紙をよろしくお願いします。

一番最初の丸で記載しておりますが、地方自治法につきましても、平成19年で施行の60周年を迎えております。それを記念いたしまして、平成20年度から28年度までの間、各県順番に1,000円貨幣と500円貨幣を発行するというにされております。

本県の発行時期につきましては、財務省において、平成23年前半、新幹線開業直後というふうにご決定されております。

その時期は決まっておりますが、デザインはこれから決めるということになっておりまして、県の方から、そのデザインのもととなるモチーフを提案することができます。このため、最終的には国の方で政令で決めることとなりますが、提案する案につきましても、現在、県庁のホームページにおいて、3月23日まで、県民からの御意見を募集しているところでございます。

1,000円貨幣につきましては阿蘇、500円貨幣につきましては、阿蘇以外の県を象徴する自然、歴史遺産などをテーマとして募集をかけておるところでございます。

米印になりますけれども、記念貨幣の発行と同時期になりますけれども、郵便会社から

ふるさと切手が発行されます。そのデザインについてもあわせて提案することができますので、県民からの御意見を踏まえまして提案を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○広崎私学文書課長 私学文書課でございます。

総務常任委員会報告資料、熊本私学夢プランについて御報告いたします。

本プランは、昨年12月に熊本私学夢プラン検討会議を設置いたしまして、以後4回の会議における検討内容を踏まえ、熊本私学夢プランとして取りまとめたものでございます。

お手元に、熊本私学夢プラン「熊本時習館構想」という冊子を配付しておりますが、後ほど内容については御確認をいただければと思います。

このプランは、くまもとの夢4カ年戦略に掲げられております私学振興の推進、それから、くまもと「夢への架け橋」教育プランに掲げられております私立学校の振興を実現させるための具体的な実施計画として位置づけております。

私学支援の方向性として、枠囲みの後段部でございますが、私学支援の方向性、5本の柱を掲げております。

裏面をごらんください。

私学支援の方向性の5本の柱に従いまして、この私学支援の具体的な支援策の総体を熊本時習館構想と名づけまして、来年度、22年度、23年度の2カ年間、私学振興のための各種事業を実施していきたいと思っております。

ちなみに、このプランの中には、各私立学校の22、それぞれ各学校ごとの目標等も掲げておりまして、私立学校と一体となって計画を進めてまいりたいと考えております。

次に、報告事項2点目でございます。

熊本県次世代育成支援行動計画（後期計画）策定に係る御報告でございます。お手元にA3の資料4枚とA4の資料1枚のとじたものを配付しております。

この熊本県次世代育成支援行動計画の後期計画は、少子化対策課の所管で厚生常任委員会での付託審議となっておりますが、当委員会に関連する政策も含んでおりますので、計画の概要について御報告をいたします。

お手元A3版資料の1ページをごらんください。

本計画は、少子化の流れを変え、次世代を担う子供や家庭を社会全体で支援するために、平成15年に策定されました次世代育成支援対策推進法に基づきまして、各自治体に義務づけられました10年間の計画の後期5年間の計画という位置づけです。

昨年1月から計画策定作業を開始いたしまして、民間有識者による協議会や関係団体からの意見聴取、パブリックコメントなどにより、県民の皆様の声を広く伺いながら策定に取り組みました。

位置づけ、策定体制、経過等については、資料に記載のとおりです。

2枚目のページをごらんください。

後期計画の概要をまとめております。

前期計画策定後の社会情勢の変化や県が策定いたしました熊本県子ども輝き条例、くまもとの夢4カ年戦略などを受けまして、後期計画の中に盛り込んでおります。

また、具体的施策につきましては、県民にわかりやすい計画となるように、各章ごとに183項目を記載し、75項目の数値目標を掲げております。

これらの政策のうち、総務常任委員会所属の課、総室に係る事項を、最後のA4版の表に取りまとめております。

以上、行動計画の大まかな概要について御報告申し上げましたが、今後の次世代育成少子化対策推進の総合的な計画として、来年度

からの5カ年間、関係各課で連携をとりながら少子化対策に取り組んでまいります。

以上、御報告申し上げます。

○植木野市町村総室長 市町村総室でございます。

政令指定都市、市町村合併の推進の状況につきまして御報告をさせていただきます。政令指定都市・市町村合併の推進についてという資料をお願いいたします。

資料の文中、アンダーラインを引いておりますところが、12月の委員会で御報告いたしました以降の動きでございますので、そこを中心に御説明させていただきます。

大変申しわけありません。ページを打っておりませんので、ちょっと見づらいかと思っておりますけれども、まず表紙の次のページの中ほどでございますけれども、今月23日に、熊本市と城南町、植木町が合併し、新しい熊本市が誕生いたします。

熊本市は、平成24年4月の政令指定都市移行を目指し、準備を本格化させていますけれども、昨年10月27日に、県と熊本市で政令指定都市移行県市連絡会議を設置しており、現在事務権限移譲等についての協議を進めているところでございます。

このページの下の方、市町村合併についてでございますが、現行の合併特例法である合併新法は今年度末で失効することとなっております。平成11年以来の全国的な合併推進運動については一区切りとなります。その上で、自主的に合併を選択する市町村を支援するために、合併に際しての障害除去を中心とした内容に見直し、10年間延長する法律改正案が国会に提出されております。

県としては、市町村の行財政基盤の強化のためには、市町村合併は有効な手段の一つであると考えておりまして、今後とも、地元の意向を尊重しつつ、改正合併特例法の趣旨を踏まえながら、自主的な合併を進めていく必

要があると考えております。

次のページから最後のページにかけては、主な経緯や県の取り組みについて記載しております。

最後のページ、Ⅱの政令指定都市移行県市連絡会議における協議の状況についてでございますが、現在、法令必須事務以外の事務については、市の担当課における事務内容の確認のほか、住民の利便性向上及びまちづくりの観点から、移譲の可否についての協議を行っています。また、法令必須事務についても、事務の執行体制等について県、市で検討を行っております。

今後ともしっかりと協議を行い、本年10月から12月ごろには事務移譲等に関する県市協定を締結いたしたいと考えております。

なお、協議の経過や状況につきましては、熊本市との協議の進捗状況等を踏まえまして、随時御報告をさせていただきたいと考えております。

市町村総室からの説明は以上です。

○若杉危機管理・防災消防総室長 危機管理・防災消防総室でございます。よろしくお願いたします。

チリ大地震によります津波警報への対応につきまして御報告をさせていただきます。

1枚ものの資料でございます。チリ大地震による津波警報への対応についてということでの資料でございます。

まず、1の経過でございますけれども、2月27日15時34分にチリ大地震が発生いたしました。翌2月28日9時33分に津波警報が有明・八代海に、それから津波注意報が天草灘沿岸に発令されましたので、直ちに県防災センターで警戒態勢に入りまして、関係市町の情報収集を開始したところでございます。11時に災害情報連絡本部を設置いたしまして、以降、本部長でございます総務部長を初め、関係振興局を含めた県庁全体で対応に当たっ

たところでございます。飛びまして、16時30分に災害情報連絡本部会議を開催いたしております。

同時刻の開催となりましたのは、1つには、9時37分に気象庁から津波到達予想時刻が発表されまして、本渡港には17時30分、三角・八代港等には20時30分の到着予定となっていたことがございます。それから、他県への実際の津波の到達時間がおくれていたということもございます。3点目に、大津波警報の出ている東北3県の津波の状況を確認するなど、可能な限り情報を収集し、的確な対応を指示することが適当であると考えたこと、そういったことによりまして16時30分の開催となったということでございます。

会議につきましては、自衛隊協力本部、JR九州もオブザーバーとして出席されたところでございますし、また、防災消防ヘリが県北の方から、それから県警のヘリが県南の方からと連携しながら監視活動も行っておりまして、監視映像等も本部の方に受信をしたところでございます。

その後、21時22分に三角港で10センチ、25分に熊本新港で20センチの津波を観測しましたけれども、県内では最大20センチとなりました。被害等は発生いたしませんでした。

次に、2の今後の対応についてでございますけれども、本県では、災害情報連絡本部等につきましては総務部長等の指示により設置をすることといたしております。

今回は、9時33分の警報発令時から直ちに情報収集等を開始しておりまして、本部設置は11時でございますけれども、全体といたしまして、各部局等も含めましてしっかりと対応ができたのではないかと考えているところでございます。

しかしながら、九州各県では、警報発令と同時に自動的に本部が立ち上げることとなっております。そのことによるメリットもございますので、今後本部の自動設置につつま

しては検討してまいりたいと思っております。

次に、3の各県の状況についてでございますけれども、済みませんけれども裏面の方をお願いいたします。

(1)の全国の本部の設置状況を簡単に御説明いたしますけれども、真ん中の欄の警報・注意報発令都道府県が30の都道府県に発令されまして、そのうち20都道府県が本部を設置いたしております。本県もこの中に入っております。警戒態勢のみの県が10県ほどございました。

それから(2)の九州各県の対応状況をかいつまんで御説明申し上げます。

まず、左から3欄目の対応職員数でございますけれども、こちらにつきましては、各県11人から110人の対応となっておりまして、本県では46人で対応したという状況でございます。

それから、1つ欄を飛びまして、右から2つ目の欄でございます。

先ほど申し上げましたように、各県、本部が自動設置となっておりまして、九州各県は9時33分に設置をされております。本県につきましては、自動設置でございませんでしたので、11時に設置したという状況でございます。

それから、一番右の欄の会議回数でございますけれども、本部会議を開催いたしましたところは本県と佐賀県のみでございます。それから、本部要員の会議につきましては、本県と福岡県、大分県のみということになっております。

以上、簡単に御説明申し上げましたけれども、初動から本部体制での対応に至りますまで、本部長以下、危機意識を持って対応に当たったということで御報告をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○古里川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム対策課でございます。

お手元の川辺川ダムに関する最近の状況をごらんいただきたいと思っております。

まず、球磨川の治水でございます。

ダムによらない治水を検討する場、第6回会議が昨年末の12月に開催されております。国から示されました治水対策、四角の括弧の中にございますが、①のア)でございます。直ちに実施する対策、これは八代・萩原地区の堤防の強化、それから中流部の宅地かさ上げ、それからソフト対策等が主な内容でございます。

次に、イ)の実施に向けた検討に直ちに着手する対策としております。これは、下流部の掘削、市房ダムの再開発、かさ上げ済み地区への対応などでございます。これを実施した場合についての検討が行われたわけでございます。

次回、第7回会議は、現在調整中でございますが、県といたしましては、(2)の今後の対応方針にありますように、流域住民の不安を早急に解消するため、一刻も早く治水対策がまとめられるよう、今後とも全力で取り組んでまいり所存でございます。

次に、五木の振興でございます。

2月に本委員会、それから建設委員会とともに五木の現地視察をいただいておりますが、その前後としまして、2の(1)の①②でございますが、村議会及び村民との意見交換を村執行部とともに実施しております。

現在、これらの意見を含め、村との協議を重ねまして、平成22年度に実施いたします実施計画、これを取りまとめているところでございます。

(2)のところでございますが、平成22年度の実施計画は、総事業費が約8億、このうち基金から村の事業に充てますのが約6,000万、県の事業に充てますのが2,000万、計8,0

00万を基金から充てることとしております。

最後の今後の方針でございます。

ふるさと五木村づくり計画につきましては、これを着実に推進していくこと、さらに、国の新法制定に向けた再建の考えを発信できるよう、村と一致協力していくこととしております。

また、国に対しましては、新法について、その概要が明らかになっておりませんので、速やかにその内容及びスケジュール等を示していただきたいこと、それから、地元の意見を聞くために再度訪問するということが示されておりますので、それを速やかに実現していただきたいこと、それから、十分な意見聴取をお願いし、その意見を新法に反映するなどのことを、引き続き国に働きかけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森浩二委員長 以上で報告は終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○大西一史委員 ちょっと気になったのは、危機管理・防災消防総室のこの自動設置ですね、条例等の。これは何で自動設置になっていなかったんですかね、うちの県は。

○若杉危機管理・防災消防総室長 詳しい経緯はちょっとわからないところがございますけれども、やはり災害でいろんなケースがございますので、それで単純に自動設置ということではなくて、状況を判断して設置するというのではなかったかと、認識はそういう認識でおります。

○大西一史委員 ただ、ほかの県を全部見ると、自動設置して——ただ、これは本部を設置しても会議はしないというようなことで、実際にほかの県で——佐賀県は違うけれど

も、ほかの県はやっていないわけですね、会議も何も。だから、自動設置するそのメリットって一体何なのかなということがよくわからないわけですね。その辺をちょっと教えていただければと思います。

○若杉危機管理・防災消防総室長 大きく言いますと、自動設置いたしますと、災害対応職員を呼び出す手間が省ける、自動で参集するという形になりますので、それが一番大きいところかなと考えております。それから、最初から本部を設置したということでありますと、少し意識も変わるのではないかなというところはあるのかなと。そういったところが大きいところかなとは考えております。

以上です。

○大西一史委員 だったら、それはもう自動設置にしとった方がいいんだろうし、一応それは総務部長の判断で招集するというようなことでこの規定ではなとったわけですね、熊本県の場合は。そういうことで、総務部長、ちょっとこれはどういう——要は、危機管理体制として、本当十分だったかどうかということなんですよ。

○松山総務部長 先ほど御説明申し上げましたように、ちょっとこれは規定の仕方の違いでございます、よその県は、とにかく警報と同時に本部を立ち上げたことになるという機能の仕方をしております。本県の場合は、今回の場合もそうだと思いますけれども、本当に本部を立ち上げてきちとした態勢をとるのについて、一応総務部長なりが判断をするというようなことになります。そういう規定になっております。

今回の場合は、警報発令と同時に到達時間というのがあらかじめ何か予測されておりました、そこも発表されておりました。それが本県の場合は有明海、八代海でございますの

で、恐らく午後5時半から8時ぐらいという  
ような予測が出ておりましたので、だから、  
これは11時にやはり本部を設置するという判  
断を、それでも十分対応できるという判断を  
いたしまして、11時設置という判断をいたし  
たわけでございます。

しかしながら、先ほど申し上げております  
ように、九州各県では我が県だけがそういう  
体制をとっておりますと、外から見ますと、  
何かおくらしているんじゃないかと、そうい  
う印象を持たれるところもございまして、初  
動体制はほとんど変わらないんですけれど  
も、そういうこともございますので、しっか  
りこの辺は、もう一度こういった設置の仕方  
につきましては検討してまいりたいというよ  
うに考えております。

以上でございます。

○大西一史委員 一応、初動体制としていろ  
いろな対応の仕方はあると思いますし、必ず  
しも自動設置をすることですべてが機能す  
るというふうには私も思いませんので、やは  
りそういう意味では人間の判断とか、いる人  
たちの中でどういう状況判断をしていくか  
ということも大事なので、その体制のあり  
方というのは、必ずしも他県とすべて一緒  
である必要はないというふうに思いますが、  
やはりさっき部長がおっしゃったとおり、  
不安を持たれかねない状況だといかぬとい  
うこともありますし、それと、体制の名称  
も違うし、何か災害警戒本部となっている  
んだけど、うちだけ情報連絡本部となつと  
るとか、何となくこの辺の対応のあり方  
というのは、少しやっぱ見直して、実際  
にしっかりと動くような体制をとっていただ  
けるように。県民に不安を与えないように、  
そして有事の際にそうやってきちとした  
体制がとれるように努めていただきたい  
ということ、これはお願いをしておきます。  
結構です。答弁は要りません。

○鬼海洋一委員 ちょっと関連でいいです  
か。

今回の連絡本部の設置のことについては、  
今話があった、それでいいんですが、これは  
情報連絡本部ですよ。対策本部と、その状  
況に応じていろいろ名称はあるんでしょうけ  
れども、例えば、ものすごい台風が来ると  
かというその本部と今回の情報連絡本部と、  
組織の違いがあるんですか。

○若杉危機管理・防災消防総室長 組織的  
には違いはございません。対応は同じよう  
な対応をとらせていただいております。

○鬼海洋一委員 それで、この本部会議の  
開催について……

○若杉危機管理・防災消防総室長 ちょっと  
補足します。間違いじゃないんですけれど  
も、災害対策本部の本部長は知事ございま  
す。情報連絡本部は総務部長が本部長とい  
う形になりますので、その違いはございま  
す。

○鬼海洋一委員 その規模に応じて違うとい  
う、というのが、なぜかという、この連  
絡本部に自衛隊の協力本部あるいはJRが  
出席されたということで載っておりますけ  
れども、じゃあ通常知事が招集される対  
策本部については、そういう民間の方々  
はどの程度構成員として入っているん  
ですか。

○若杉危機管理・防災消防総室長 対策  
本部につきましては、関係機関の方は入  
ってございません。本部自体は、県庁の  
組織内のメンバーになります。

○松山総務部長 ちょっと補足させてもら  
うていいですか。

今回、情報連絡本部の方に直ちに自衛  
隊の方から人を派遣していただきまして、  
これは

自主的に本部の方に詰めていただきまして、これは日ごろの連携の成果かなと思っておりますけれども、会議にも自衛隊も参加していただきまして、JR九州からも参加していただいた。これは、こちらから要請して出てくださいということじゃなくて、自衛隊の方から自主的に本部においでいただいたということで、大変ありがたいことだというふうに思っております。

○鬼海洋一委員 JRもですか。そうしたら、その16時30分に会議を開催されたときに、その時間を事前に察知をされて自衛隊の協力本部なりJRが参加されたということですか。

○若杉危機管理・防災消防総室長 情報連絡本部を設置いたしますと、関係機関がございまして、自衛隊とかもそうですけれども、そちらの方に通知をするという形になります。それから、本部会議を開きますときも、通知を今回させていただきますので、それで御参加をされたということでございます。

○鬼海洋一委員 といいますのが、かつて私も何回か御意見を申し上げたというふうに記憶しているんですが、今回は津波という、あれは限定された場所のことですから、この情報連絡会議ということで、今おっしゃったような対応でよかったんだろうというふうに思うんですが、大規模の災害ということになれば、その災害対策本部を設置するということになりますと、特にライフラインですね。事前から、例えば、電力だとか、あるいは通信だとか、あるいは警察だとかという、そういう規模の対策本部の設置というのはあるんですか。あるんでしょう。

○若杉危機管理・防災消防総室長 メンバーではございませんけれども、例えば災害対策

本部を設置いたしましたときには、自衛隊から連絡員ということで参られますし、警察もそうですし、ライフラインの方々も、県からの要請をお願いすることもございますし、関係機関の方から参加させてくれということでおいでになられることもございます。

例えば、大きな地震等がございましたときには、今おっしゃいましたように、ライフラインの件は非常に重要な件でございますので、そうしたときには災害対策本部の方に連絡員といたしまして来ていただくような措置は——現在まであんまりそういった大きな地震はありませんでしたけれども、そうしたことで取り扱っていきたいとは考えております。

○鬼海洋一委員 ぜひ、今後の検討の課題にしていきたいというふうに思うんですね。というのが、私、実はもともと九州電力におりまして、災害のときには、全部寸断されて電気がつかないとか、そのことによって水道が出ないとかという、さまざまな生活にかかわる問題があるんですね。交通の体系の問題、支援をどうするかという問題。

だから、そういうことを事前に統括的に対応を準備しておかなければ、いざ事が発生したときのスムーズな対応というのはできないものがいっぱいありますから、かつて何回かそういう要望を申し上げておりましたが、それは確かに規模の問題、ランクの問題があるというふうに思うんですけれども、やっぱりそういうライフラインにかかわる対策本部の設置のあり方については、いずれかの場所ですと——これは県だけではありません。地域振興局単位でもそうですよね。地域振興局単位ではなかなかできていない、そういうことも含めて、この災害対応の体制についてはぜひお考えいただきたいということを、この際、要望として申し上げておきたいと思っております。

○若杉危機管理・防災消防総室長 先ほど体制等につきましては御説明させていただきましたけれども、今おっしゃいましたライフラインの関係とかにつきましては、日ごろから訓練等を実施しておりまして、きちんと連携がとれるような形で何回も訓練を重ねているというような状況にはございます。

○中村博生委員 今回はチリの地震による津波で、到達時間も結構時間があつたということで余裕、余裕があつたわけじゃないんでしょうけれども、本部から各市町村に連絡があつたと思いますよね。県から、振興局から、各市町村に言う体制になつとつとでしょう。

○若杉危機管理・防災消防総室長 はい。

○中村博生委員 これはチリだつたけんいいものの、県内が震源地だつたと想定した場合、地震の被害もある、津波も来るかもしれぬという、本当の危機的状況のもとにやっぱりそういった体制を再編しとかんといかぬのかなと思うし、今、やっぱり各市でも、防災危機管理は結構充実してきとると思うんですけども、私のところは海べたで、今回連絡があつたのは、樋門を閉めてくれとか、水門を閉めてしもうとてくれとかあつたんですが、大変情報的に早かつたからいいと思いますけれども、大した被害もないですよ、10センチとか20センチの津波ということでありましてけれども、やっぱりそういった本当の意味での、我が県で起きたときの想定——もちろんされとると思いますけれども、その辺もぴしゃつとしていただきたいなと思いますけれども、この九州各県の状況、素人考えで言えば、沖縄、鹿児島、これは私はもうちょっと早う津波が到達するような状況にあつたかと思うんですが、会議も何もなしということでありましてよね。この辺は、県として、こ

ういった状況的なものは何かわかりますか。

○若杉危機管理・防災消防総室長 各県、どうして開かなかつたかというところまでは、ちょっと今回お尋ねはしておりません。

○中村博生委員 だから、素人感覚じゃ早う——沖縄なんかが一番津波が来そうに思うじゃないですか。それでよかつかなと思うて。

○若杉危機管理・防災消防総室長 推測で言つてよろしいのかどうかわかりませんが——沖縄、鹿児島の方は、多分、東北の方への津波の状況とか、そういったのを勘案されたのではないかなということでは思つておりますけれども……

○中村博生委員 地球は丸かつたらうけんようわからんばつてんが、まあよその県で済みませんばつてんが。

○富田危機管理監 今若杉総室長の方から言つたとおりになんですけれども、私は、会議をする前に、東北の方の津波の状況を把握しておりましたときに、最大の津波を出したところは岩手県の久慈港というところですけども、ここが1メートルから3メートルぐらいの津波が発生するだろうというふうに言われていたんですけども、最終的に90センチぐらいの津波であつたということが会議の前にわかりました。最後の最後——第2波、第3波はちょっと把握しておりませんが、そういうことをごさつたものですか、そういうことを勘案しながら各県も対応されたんじゃないかなというふうに考えております。

○松山総務部長 さつき委員がおっしゃつたように、もともと我々の危機管理体制というのは、やっぱり県内とか身近で起こつた

ときは直ちに対応するというのももちろん基本でございまして、むしろ今回の場合が、あらかじめ到達時刻が予測されて出てきたものですから、多少何かその対応が、むしろ通常のやつと違ったまれなケースになったのかなと思っております。

もちろん、我々としまして、県内でありますとか、周辺で起こった緊急な地震等の際には、緊急に対応するような体制は日ごろから訓練でとっておるつもりであります。

○鬼海洋一委員 簡単に、五木村振興の件ですが、この前視察をさせていただきました。あそこの中でも若干質問も出たわけですが、肝心な移転地跡の活用について、やっぱりここをどうするかということが含まれてこない、なかなか十分な振興策がとれないのではないかなというように思っているんですね。

この前は、ちょっとその質問がありましたけれども、十分な議論をするということができませんでしたので、何か移転地の活用について問題があれば、あるいは現状はどういうぐあいに進んでいるのかということについて、少しお聞かせいただきたいと思っております。

○古里川辺川ダム総合対策課長 五木の振興関係、特に現在、委員がおっしゃいましたように、水没予定地が大変重要な課題になるのではないかなというふうに考えています。

ただ、この前もございましたように、村としては、やはりまだダム前提のお話を堅持されておるものですから、なかなか公の場で水没予定地等についての議論をすることができないというような思いがあられます。それはそうかなと思います。

ただ、村の議会の中で、それから、やはり今後、将来に備えているような選択肢があるのではないかと、その中でやはり議論のたたき台として村議会の中できちんと議論しようというお話。それから、私どもが、昨年11月に

この計画ができましたときにお邪魔して、村民の皆さんに直接御説明した際にも、やはり村民の方から、素朴な疑問として、水没予定地はどうなるんだというようなお話。やはり村執行部にもその腹づもりはありますが、まだ若干いろんなところでちょっと踏み込めないというような状況があると思います。

ただ、私どもとしては、やはりそういうような状況はございますが、村の方に今お話をしているのは、いろんな状況はありますが、やはり水没予定地というのは大変大きな問題であると、これをいかに振興のために使っていくのかということは、やはり腹を割ったところできちんと話をしていきたいというお話を既にやっているところでございます。今後、徐々にではございますが、そういうことにお話が移っていくのではないかなと思っております。

○鬼海洋一委員 非常にデリケートな思いの上での問題もありますから、なかなか私たちが簡単にそうしなさいなんていう話はできないというふうに思うんですが、しかし、やっぱりそこにどう議論として到達するかということがなければ、本当の意味での振興策は出てこないのではないかなというふうに思っています。早くそうなるように、また努力をいただきますことをお願いしておきたいと思っております。

○森浩二委員長 ちょっと関連で、課長、いいですか。

水没する場合、しない場合と考えて、現在の橋梁あたりは残つとですかね。新しい橋が、頭地大橋ができて、下にある今の橋、そういうのはどうなるんですか。

○古里川辺川ダム総合対策課長 今現在頭地大橋というのが下にございます。石の橋で大変古いものでございますが、それを、今お話

がございました、水没予定地をどういうふう  
に利活用するかという中で、やはりそういう  
議論は出てくるのではないかと思います。

今、一般的に村の方で、だれでもそんな  
んですが、やはり水没予定地を観光の側面か  
ら、いわゆる川に親しむ場面として利用でき  
ないのかとか、いろんなお話が出ておりま  
す。あとは農地として利用できないのかです  
ね。その大きな話の中で、じゃあ道路を含め  
て橋梁、そういうものをどういうふうを整備  
するのかというのが出てくるのではないかと  
思っています。

現在の橋がどういうふうになるかというの  
は、ちょっと私どもではお話はまだ確認して  
いないところでございます。

○内野幸喜委員 もう会議自体も終了してい  
ることなんですけれども、ちょっと気になっ  
たのでお伺いしたいんですが、この私学の夢  
プランの検討会議の委員の先生方、皆さんす  
ばらしい方ばかりだと思うんですが、すべて  
熊本市内の方なんです。

何でこういうことを聞くかというと、実は  
私も、この前、ああそうだったのかと初めて  
思ったんですが、本県の教育委員会の教育委  
員の方も、皆さん熊本市内の方だということ  
をちょっとこの前の本会議で初めて知ったん  
ですが、それぞれ熊本には、例えば私立高校  
も、八代にもありますし、菊池、山鹿、玉  
名、荒尾と、それぞれ1校ないし2校あるん  
ですね。そういったところの地域間格差が出  
ないような形でいろんなことも進めていって  
もらいたいんですが、これはもう当然私学側  
から推薦で入られたということなんです。

○広崎私学文書課長 委員御指摘のとおり、  
例えば私学協会あるいは私立学校の保護者会  
に推薦を依頼いたしまして、その中から御推  
薦された方が入って見えまして、私ども  
としましては、たまたま熊本市内の方たちば

かりになってしまったというふうを考えてお  
ります。

以後、こういった会議を催しますときは、  
必ず地域への配慮もいたしながら委員選  
定を行いたいというふうに思っております。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありません  
か。——なければ、これで報告に対する質疑  
を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○大西一史委員 もうこれは冒頭総務部長が  
謝罪をされましたのであれなんですけれ  
ども、きのう、それこそ報道で知った球磨地  
域振興局の職員が逮捕された。しかも、トイ  
レに盗撮といいますか、そういったカメラを  
仕掛けていたというようなことなんですけれ  
ども、これは——まあ、今から事情はいろ  
いろ取り調べ等々があるんだろうと思うん  
ですけれども、そういう——どういう職員だ  
ったんですかね。

そもそも、これは、こういう、何というか  
な、性癖と言うと変だけれども、余りにもち  
よっとうこういう情けない報道というか、犯罪  
がなされて、そういう報道がなされるとい  
うことは、本当にまじめにやっている職員は  
ばかを見るというような感じで非常によろ  
しくないなと思って、きのうはこのニュース  
を見て残念に思っていたところなんです  
が、これはどういう職員だったのかとい  
うのは、何か把握されていますか。

○豊田人事課長 人事課でございます。

委員おっしゃいましたように、昨日逮捕  
ということで、我々も非常に驚いたところ  
でございます。

この職員につきましては、仕事ぶりにつ  
いては特段問題はないというような形で聞  
いておるところでございますけれども、日  
ごろの行状でありますとか、今回に至  
った背景、そ

の他につきましては、本人に今後事情聴取、それから所属等を含めて関係者を事情聴取した上で厳正に対処したいと考えております。

○大西一史委員 非常に公務員の不祥事というのは、普通の何か民間の会社員の不祥事よりも、さらに大きくやっぱ信頼を失墜させるものであるし、組織に与えるダメージというのは非常に大きいわけですよ。5,000人以上おる職員を、しっかりその辺を細かいところまで見ていくのは本当に大変なことであるかと思えますけれども、やはり公職にあるということを考えれば、こういったことを起こさない体制といいますか、やっぱりふだんから、まあプライベートまであんまり立ち入って上司がマネジメントすることはできないかもしれないけれども、その辺の——ちょっとおかしいんじゃないかとか、そういったことを、こういうことが起きないようにするためには、何か対策を考えないかぬと思うんですよ。

今回の一件を受けて、どういうふうに今後再発防止とか、そういった職員に対してのいろいろ対応といいますか、を考えておられるのかというのをちょっと聞かせてください。

○豊田人事課長 確かに、今回の場合は、夜、いわゆる公務外での非違行為ではありませんけれども、やはり先生おっしゃいましたように、公務員としての自覚といいますか、そういうことについて、やはり希薄になっている部分があるのではないかというふうなところは、大変危惧しておるところでございます。

昨年からいろいろありまして、それについても、さまざまな機会に所属長の研修でありますとか、職員に対する研修とか、特に法令遵守についても、職場研修も含めて行ってきたところがございますけれども、今回こういう事態が発生したということをさらに深刻に

受けとめまして、新年度におきましては、例えば、新任所属長に対する研修の中で、法令遵守について、一番服務監督をします、例えば新任の係長でありますとか、所属長も含めた研修をさらに強化しますとともに、あらゆる機会に徹底を図っていくような形の対応を、全庁的にさらにしっかり取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○大西一史委員 厳しくやって受けとめていただきたいというふうにお願いします。

○鬼海洋一委員 少し時間は来ておりますけれども、しばらくおかしいただきたいと思えます。

坂本部長、ちょっとお尋ねしたいというふうに思うんですが、昨年の11月議会、私どもの会派の渡辺議員が空港駐車場の管理のあり方について質問をいたしました。彼にとっては4回目の質問でしたけれども、あの中で指摘いたしましたように、年間の駐車場の収入が2億6,826万、これは平成20年ですね。ずっと積算いたしますと、これは30年間、同じような状況で徴収をされている。これが、経営そのものは空港環境整備協会というのが管理をして、結局、熊本県の皆さん方が、そこに駐車をして得た収入そのものが全部外に持っていかれると、これは不合理ではないかと。だから、何とかして空港の駐車場の管理を、我が熊本県なりあるいは空港ビルディング、ここに移すようにするべきではないかという質問が、実は11月の質問ですね。

そのときに、お答えになりましたのは、管理のあり方について努力をしていると、努力するというお話でしたが、その後、わずかの期間しかたっておりませんけれども、どういようなことを、今申し上げましたような指摘に基づいてなされているのか、まず質問したいと思います。

○坂本地域振興部長 その後の状況ですけれども、まず、空整協から、管理権を県なり、あるいは空港ビルディング、あるいは民間企業に移管するというあり方の問題とは別に、当面、今空整協が管理している駐車場料金そのものが高くないかという問題意識のもと、空整協に対して、数次にわたり値下げの要請をやっております。

これに対する回答でございますけれども、私ども、ややその空整協の言い方の中に検討の余地があるような含みを感じておったんですが、実は2月にうちの高田総室長が厳しい態度で値下げについて求めたところ、空整協全体の今の経営状況の中で、それはかなり難しいんじゃないかという回答でした。それは、私ども、値下げについては引き続き働きかけていきますが、それが1つの動きでございます。

もう一つは、空整協につきまして、国の方の動きを注視しております。前原国土交通大臣は、この空整協についてはあり方を見直すというふうに明言しております。あるいは、先ほども議論になりましたが、今ある公益法人が、すべての公益法人についてスクリーニングにかけられて一般財団法人と公益法人に移行する。これについて、私どもなりにスタディーしてみると、どうもこの空整協というのは、公益事業比率が50%を超えているようには思えないので、一般財団法人になる、つまり公益法人として維持できないんじゃないか。そういうふうなことからあるいは国の見直しの方針があることから、空港駐車場の管理については、早晩、国における制度検討がなされ、県においても真剣な受け皿の検討が必要であろうという見込みを立てております。これは我々のスタディーです。

最後に、そのような見込みのもと、じゃあどのような形で国に提案を行えば、県民の方々に安い値段で駐車場を使っただけのようなスキームにどうしたらなるんだろうか。

つまり、底地は国が持っております。国が国有財産行政の一つの観点であるところの収益最大化という観点に立って、空整協が管理するのではなく、他に委託するときに、国有財産の収益が大きくなればよいという観点で、底地のレンタル料が値上げするようなことになってしまうと、見直しはしたけれども、駐車料金が下がらないというふうなことになっては元も子もないので、どのような形の入札なりを国に対して求めていけば、県民の方々の利便性が増すのかというスタディーを、複数の既に民間委託している駐車場のケースがございまして、それを今かなり詳細なスタディーを開始しているところでございます。

今まさにホットに国において空整協の見直しをしているところに、私どもの方で、いわゆる管理権の奪回と言うんでしょうか、そういうものを旗を上げて求めていくことが賢いのか、あるいはその動きを見ながら作戦を練っていくのがいいのか、そんなことを日々考えている、検討している状況でございます。

○鬼海洋一委員 現在の認識については、大体同じではないかというように思うんですね。実は、前回の事業仕分けの中で、この空整協を含めた法人が問題指摘を受けて、その中で改革、改善されるんじゃないかという期待を持っておりましたが、第1次の中ではこれは対象に入らなかったんですね。ところが、今回は、枝野行政刷新相、事業仕分けの第2段でこの必要性の検証を進めるというような方向性を今出されました。しかも、お話しのとおり、前原国交大臣も、そういう方向でむだなものについては切っていくというふうなお話のようでありまして、恐らく今回は間違いなくこの空港環境整備協会もその対象の中に入ってくるだろうというふうに大体受けとめていいのではないかと思うんですね。だから、そのときに、じゃあどこが受け皿となっていくのかということについては、

極めて重大な問題だと思います。

ずっと私どもも主張してきましたように、空港ビルディングあるいは県、ここが受け皿になるべき方向を導き出すということが非常にいいのではないかとこのように思っています。

実は、平成17年には、松野官房副長官、この問題について、非常に長い関心を持ちながら取り組みをいただいているわけですが、彼が、その当時の国交大臣に決算行政監視委員会で発言をされまして、空港環境整備協会については民間事業でできる仕事だから、同協会はもう使命を終えているので、地元でやりなさいよというような、こういう国会内での質問もやられているわけですから、その意味では、蒲島知事ではありませんけれども、具体的に問題を要望できる一つのルートというのは確保できているのではないかと。ベクトルは同じ状況の中です。ですから、そういう意味では、早急に空港ビルあるいは県、受け皿をつくっていただくことを強く求めておきたいというふうに思います。

そして、それをすることが、今お話にもありましたように、価格の問題ですね。駐車料金の問題、せっかくやるとすれば、空港周辺の今の状況というのは、まさに空からおりてきて、熊本県に入ってきた人たちが見たときに、駐車場の林立する問題等を含めて整備していかなきゃならない課題が同時に、これからの観光という意味での課題も含めて、あるんじゃないかというふうに思っていますから、そういうものも一挙に解決できるような取り組みが、これはもう時宜に合った、まさにタイムリーな課題ではないかというふうに思うんですが、その件についていかがでしょうか。

○坂本地域振興部長 おっしゃいますように、駐車場の管理のあり方、単にどこが徴収して料金は幾らでということのみならず、空

港におり立った方が、どのように阿蘇なりあるいは熊本中心部にアクセスしていくには、どういう形をとることが便利がいいのか、あるいは空港周辺にどういう施設があることが望ましいのか、トータルな検討が必要だと思いますので、あわせて空港全体の活性化の中でも、そういう観点を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○鬼海洋一委員 今お話がありましたように、これはもう単体ではなくて、熊本空港あるいは熊本県の観光の将来ということも含めて、タイムリーな受け皿、それから方向性が出るような取り組みをやっていただきますように、強くお願いしておきたいというふうに思います。

○森浩二委員長 ほかに質疑は。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 ないですか。——なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書等が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

午後2時13分閉会

○森浩二委員長 なお、本年度最後の委員会でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

この1年間、田代副委員長を初め委員各位の御協力をいただきながら委員会の活動を進めてまいりましたが、委員各位におかれましては、県政の抱える重要な諸問題につきまして、終始熱心な御審議を賜り、まことにありがとうございました。

また、各部局長を初め執行部の皆さんにおかれましても、常に丁寧な説明と答弁をいただき、また、諸問題につきましても、迅速か

つ真剣に対応していただきましたことに対しまして、心から厚く御礼申し上げますとともに、昨年4月から総務委員長として委員会活動をしてまいりましたが、ふなれのため、執行部の皆様には大変御迷惑をおかけしたところだと思います。ようやくなれてきたところですが、1年間とは早いもので、総務委員長としては今月で最後となりますが、今後も県勢発展のため努力してまいりますので、今後とも皆様方の御協力をお願いいたします。

また、執行部の皆様で勇退される方におかれましては、長い間県政に携わっていただき、御苦勞さまでございました。今後とも、県勢発展のため、お力添えをいただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員各位並びに執行部の皆さんの今後のますますの御健勝と御活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

続きまして、副委員長からごあいさつをお願いいたします。

○田代国広副委員長 それでは、私から一言ごあいさつをさせていただきます。

1年間、森委員長のもとで委員会運営に努めてまいりましたが、委員各位におかれましては御指導、御鞭撻をいただきまして、大変ありがとうございました。

また、執行部の皆さんにおかれましても、真摯に対応していただき、大変ありがたく思っております。

県行政は極めて厳しい現状でありますけれども、皆さんとともに努力しながら、県行政がさらに発展しますことを心から期待しながら、ごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○森浩二委員長 大変お疲れさまでした。

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

総務常任委員会委員長